

【田浦障害者相談サポートセンター】

令和 2 年度相談支援事業の概要について

- (1) 事業所設置場所 横須賀市田浦町 2-80-1
- (2) 営業日及び時間 月曜～土曜 10:00～18:00
- (3) 休業日 日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
- (4) 利用者数 176名 ※R2年度で動きのあった方の数。
内訳：身体 40名、知的 74名、精神 56名、重心 2名
発達 10名（うち、知的障害を伴うもの 6名）、その他 11名
- (5) 職員の状況 常勤職員 2名 常勤兼務 1名 非常勤職員 1名（事務）
- (6) 相談支援事業の概況

相談の傾向	<p>(R2年度の相談の傾向や、実施した支援等をご記入ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談実人数の障害の内訳（身体障害 20%、知的・発達障害 49%、精神障害 26%、重度心身障害・その他 5%）3障害に対応。（高次脳機能障害は他の障害と重複のためそちらに含めている） ・サービス等利用計画作成件数は 76人（者 65人：児 11人）であった。（実人数 76件） ・地域で生活している障害当事者の生命を守ることから、就労や住まい探しなど自立した生活を目指す支援まで多岐にわたる相談支援を展開した。 ・相談内容は障害に限定せず、8050問題を筆頭に、家族問題・虐待（ネグレクト）・生活困窮等の課題を含み複雑化しているが、関係機関との会議や情報交換を通じ連携が強化されている。 ・今年度は新型コロナウイルスの影響により、養護学校の休校、短期入所の受入中止、感染者や濃厚接触者が出た事業所の一時閉鎖、感染症に罹患した利用者の支援、感染予防と密回避のための訪問自粛など、今までに経験のない対応に追われた。 ・一般相談では、生活のしづらさや生きづらさを感じている人の既存のサービス以外のインフォーマルな支援を必要とするケースが目立った。中には障害認定されていないが明らかに何らかの支援が必要と判断されるケースもあり、新たな社会資源の必要性や専門性の高い支援（法律問題や心のケア等）が求められるなどニーズが多岐に渡った。 ・担当地区外（特に市外）の相談依頼については、圏域の課題として提言していく必要がある。
課題	<p>(R2年度に課題となったことをご記入ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談は一般相談と並行して対応しているが、計画相談作成依頼が多く、相談支援専門員が担当しきれない。定期的なモニタリング訪問が一向に進められないケースがある。 ・相談支援専門員の更なる専門性の向上、スキルアップ。 ・移動支援・短期入所については協議会等とも課題を継続して吸い上げていく必要がある。 ・サービスのはざまにある支援の実施。 ・北地域（追浜、田浦、逸見）の相談支援事業所の充実。役割分担等も含め市との検討。
その他	<p>(登録者の利用開始経緯) 直接相談…37% 関係機関経由…63%</p> <p>(今年度のこれまでの動きや、今後の展望をご記入ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託相談事業所として「居場所」づくり。 ・高齢者、子どもも含む<u>地域福祉</u>を考える（法人内ネットワーク＝総合相談）。 ・市内委託事業所、基幹相談支援センターとの連携、連帯による<u>市域全体の相談支援の質の向上</u>。

【久里浜障害者支援センター ゆんるり】

令和 2 年度相談支援事業の概要について

- (1) 事業所設置場所 横須賀市久里浜 4-2-4 リバーサイド久里浜 1F
- (2) 営業日及び時間 日曜日～金曜日 9:30～17:30
- (3) 休業日 土曜日、祝祭日、年末年始
- (4) 利用登録者数 252 名 ※2 年度で動きのあった方の数。
(内訳：身体 82 名、知的 26 名、精神 37 名、高次脳 9 名、重心 7 名、発達障害 0 名、その他 93 名)
- (5) 職員の状況 常勤職員 2 名
非常勤職員 1 名
- (6) 相談支援事業の概況

相談の傾向	<p>(2 年度の相談の傾向や、実施した支援等をご記入ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規計画相談希望者には了解を頂いて、セルフプラン作成の支援で対応した。 ・地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所からの相談が増えている。 ・コロナウィルスの影響により、訪問機会が減り電話相談の件数が増えた。 ・他市からの相談が一定数ある。 ・高次脳機能障害の相談は、家族や医療機関、介護保険事業所などからが多く、通所につながるケースもあった。
課題	<p>(2 年度に課題となったことをご記入ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談に時間を要する。 ・新規計画相談の依頼を受けることができない。 ・サービスの調整が困難。特に移動支援は複数事業所に依頼しても対応が難しく、サービス利用までに時間がかかる。 ・相談員が定着せず、引継ぎや人材育成に時間を要した。 ・業務と人員のバランスがとれておらず、事務処理等の時間が取れない。結果として、相談員への負担が増加している。 ・研修の機会や、研修に参加できる状況でないため、相談員のスキルアップが図れない。
その他	<p>(登録者の利用開始経緯 ※把握できている範囲で結構です)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や特別支援学校、サービス事業所、ケアマネ等の相談・紹介、当事者・家族からの相談など。 <p>(今年度のこれまでの動きや、今後の展望をご記入ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務負担の軽減と、人材育成について法人と検討していく。 ・あらゆる社会資源の活用、関係機関との連携を行ない、相談事業所だけで抱え込まず、役割分担をお願いしながら、できる限り支援がとどこらないようにする努力をしたい。 ・高次脳機能障害の家族会についての在り方を検討し、当事者や家族への支援の幅を広げる。

【チームブルーよこすか障害者相談サポートセンター】

令和 2 年度相談支援事業の概要について

- (1) 事業所設置場所 横須賀市米が浜通 1-4 Flos 横須賀 601 号室
- (2) 営業日及び時間 月曜～土曜 9:00～17:00
- (3) 休業日 日曜・祝日・年末年始
- (4) 利用者数 226 名 ※令和 2 年度で動きのあった方の数。
(内訳：身体 11 名、知的 28 名、精神 166 名、発達 11 名、高次脳 0 名、
その他 10 名)
- (5) 職員の状況 常勤職員 5 名 (相談支援専門員 4 名) ※内 1 名は地域活動支援センター職員
非常勤職員 2 名 (相談支援専門員 2 名) ※2 名とも地域活動支援センター職員
- (6) 相談支援事業の概況

相談の傾向

(令和 2 年度の相談の傾向や、実施した支援等をご記入ください)

- ・令和 2 年度の相談実人数の障害内訳は、精神障害 73%、知的障害 12%、身体障害 5%となっており、令和元年度と同様に精神障害のケース対応が 7 割を占めている。
- ・新型コロナウイルス感染症のため、障害福祉サービスが制限され、当事者の生活リズムが崩れてしまった。サービスの代替案を考え、少しでも利用継続ができるようサービス調整を図った。移動支援の利用が認められないことが多く、サービス調整に苦労した。感染予防のため、訪問を控えた際に当事者から訪問してくれないとクレーム、逆に訪問に行かないと支援が難しい方（直接話さないと内容の理解が出来ない方、電話だと緊張して不穏になってしまう方、妄想が強まる方、発語が困難な方など）の訪問に行かざるを得ないケースも多くあった。
- ・親の高齢化が進み、当事者の支援が限界となり、相談に繋がるケースが増えており、地域包括支援センターやケアマネと連携する機会があった。
- ・精神障害でも重度の方の対応が多く、病状悪化時の緊急対応、入院調整とその後の退院前カンファレンス出席などの対応が多くあった。また、精神障害者の対応方法について他相談支援事業所から相談が入ることもあった。
- ・市内外からグループホームの空き状況の問い合わせが多く寄せられ、当事者と事業所から入居・体験利用のための計画相談の依頼が多くあった。ご自身で手続きでき、病状も安定している方でもグループホーム側が計画相談をつけないと話が進められないと話し、困っているケースがみられた。
- ・地域活動支援センター（フリースペース）利用者の傾向として、他の制度（デイケア、就 B、作業所等）には乗れなかった方々が利用しているため、対応困難なケースが多く、関係機関と頻繁に連携を取り合う必要があった。チームブルーの計画相談が担当しているケースは連携が取りやすいが、担当地区外で対応が必要な利用者について、どのタイミングで他サポセンに繋いだら良いか判断が難しく、フリースペースの職員が相談を継続し、業務に支障が出る場合があった。

課題	<p>(令和2年度に課題となったことをご記入ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに担当しているケースの対応に追われ、新規の計画相談を積極的に受けることができない状況であった。やむを得ず、セルフプランで対応していただき、一般相談で関わるケースがあった。 ・日々の計画相談の対応に追われ、サポセン本来の役割や地域の関係機関と連携を強化する動きが取れていない。 ・重度の精神障害・措置入院・医療観察法のケースで保健所との連携が必要な場合が多々あったが、新型コロナウイルス感染症のこともあり、早急な対応が望めず、連携が困難であった。病状悪化時の対応について、チームブルーが入院調整を行うケースが多くあり、相談支援事業所の役割を超えていないか判断に迷う時があった。
その他	<p>(登録者の利用開始経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接相談…30% 関係機関経由…64% その他…6% <p>(今年度のこれまでの動きや、今後の展望をご記入ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度で支援困難な新規ケースをすぐに対応できるように一般相談、計画相談ともに精査して依頼を受けていきたい。 ・基幹相談支援センターと困難ケースについて一緒に動くことができた。今後も協働して連携を図っていきたい。 ・医療法人の特性を生かし、地域移行支援、医療観察法のケースを今後も受けていきたい。 ・居場所のない障害者の方のために居心地の良い居場所（フリースペース）を提供していく。

【衣笠障害者相談サポートセンター相談室「あすなろ」】

令和 2 年度相談支援事業の概要について

- (1) 事業所設置場所 横須賀市公郷町 2-7-19
- (2) 営業日及び時間 月曜日から土曜日（祝祭日を除く） 9:00 ~ 17:00
- (3) 休業日 日曜日、祝祭日、年末年始
- (4) 利用者数 212名 ※令和2年度で動きのあった方の数。
内訳：身体4名、知的156名、精神42名、難病2名
発達23名（療育手帳あり11名 なし12名）
その他7名
- (5) 職員の状況 常勤職員 2名 契約職員 1名
- (6) 相談支援事業の概況

相 談 の 傾 向	<p>（令和2年度の相談の傾向や、実施した支援等をご記入ください）</p> <p>新規14件。登録者数 254名（内 サービス等利用計画作成者数147名）</p> <p>過去3年間相談の利用がなかった方に対して、現状確認の上、一度登録抹消にしている。</p> <p>西地区のケースは、西地区委託相談支援事業所への移行を実施することになっており、10名移行したがその後コロナ感染拡大により休止となった。</p> <p>年度当初よりコロナ感染拡大が始まり、感染拡大防止のため、緊急事態宣言中は原則として電話やメールでの対応とした。相談件数は、例年に比べ1.5倍ほどになっている（過去最多）。カンファレンスを ZOOM で実施しているケースもある。</p>
課 題	<p>（令和2年度に課題となったことをご記入ください）</p> <p>※緊急対応</p> <p>①緊急事態宣言中、本人が祖母に対して暴力があり措置入院。退院後の生活について、コロナ禍でグループホーム体験ができない等の支援困難があった。→結果、グループホーム入居。現在は安定。</p> <p>②緊急事態宣言中、障害者同志の夫婦、喧嘩が激しくなり、妻が精神病院入院、夫は緊急短期入所利用。コロナ禍で入院の手配が儘ならないという支援困難があった。→現在、別々のグループホーム入居。</p> <p>③母と2人暮らし、重度知的障害者。母が入院及び認知症となり在宅困難。本人の生活の場が喪失され、短期入所数か所利用。また生活の場が喪失された中、濃厚接触者となり、一時的に濃厚接触者専用の施設入所。→半年経過後、現在、有期限で入所中。</p> <p>④父と2人暮らし、知的障害者。父が突然亡くなり、在宅生活困難。グループホーム体験なしで、入居。→現在もグループホーム入居。</p> <p>⑤障害者雇用、グループホーム入居されている方が、勤務が激減し金銭的に生活苦になることがあった。</p> <p>※地域移行</p> <p>（地域移行支援としての支給はしていないが）18歳から10年間精神病院に入院していたケースの退院支援を実施。本人、ご家族、医療機関、福祉サービス事業所との連携を密に行いながら、退院後の生活を行っている。</p>

<p>課 題</p>	<p>※発達障害者への支援 コロナ感染拡大に伴い、在宅ワークが普及されてきている中、身体障害者に限らずあらゆる障害の就労形態も在宅ワークの可能性が見えてきた。当所でも、毎日通所することが難しかったケースが在宅ワークを盛り込むことによって就労が安定したケースもあり、またご自身でクラウドソーシングを利用してチャレンジするケースもあった。一方、在宅での継続の難しさがあり、在宅ワークを支援することの必要性も見えてきている。</p> <p>※福祉サービス 移動支援事業所が見つからず、通所が確保できないケースがあった。</p> <p>※その他 コロナ禍で、ひきこもりのケースが自宅から出てくるという現象があった。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(登録者の利用開始経緯 ※把握できている範囲で結構です) (Ex. 直接相談…5% 関係機関経由…80% その他…15%)</p> <p>(今年度のこれまでの動きや、今後の展望をご記入ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染拡大防止のための各団体、福祉部長、障害福祉課長、監査課長との話し合いがなされた。 ・研修事業 コロナ感染防止のため中止。 ・専門相談事業（指定相談支援事業所からの派遣）16回 ・スーパーバイズ 21回 ・自主活動グループ「ぱっぴー」障害者6名 家族4名 協力支援者9名 月1回 <p>※上記について、緊急事態宣言中は未実施。</p>

【ぴーす・とーく 障害者相談サポートセンター】

令和 2 年度相談支援事業の概要について

- (1) 事業所設置場所 横須賀市武 4 - 2 8 - 1
- (2) 営業日及び時間 月曜日から土曜日（祝祭日を除く） 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
- (3) 休業日 日曜日、祝祭日、年末年始
- (4) 利用者数 1,261 名 ※令和 2 年度で動きのあった方の数。
内訳：身体 101 名、知的 534 名、精神 589 名、重症心身障害者 6 名
- (5) 職員の状況 常勤（契約常勤含む） 4 名 非常勤職員 1 名
* その他 常勤相談補助 1 名
- (6) 相談支援事業の概況

（令和 2 年度の相談の傾向や、実施した支援等をご記入ください）

相談件数：新規 72 件（※計画相談 72 件、一般相談 29 件（地域移行支援 1 件含む））

（1） 8050 案件の増加

利用者の家族も高齢・障害・貧困等の重篤な生活課題を抱え、利用者だけに対応することが困難な相談案件（8050 問題）が非常に増えている。家族それぞれの構成員が生活課題を抱えている場合、支援の在り方も単独対応ではなく包括的で有機的な繋がりを持つことが必要である。またこのような生活課題を持った利用者及びその家族が、地域で安らぎある生活を続けていくためには福祉・医療等インフォーマルなサービスだけでは不十分であり、地域のサポート及び包括的な連携（地域住民、福祉医療を含む地域社会資源他）が必要である。

一例として N 家族を取り上げる。N 家族は利用者 40 代知的障害男性（支援区分 4）、80 代の両親（父：要介護 2、母：要介護 4）の 3 人同居家族。父が入退院を繰り返し、母は認知症があり、在宅での同居生活が難しい所であるが、家族 3 人で暮らしたいという家族の思いを背景に地域のサポートを含む包括的な支援体制を構築し関係機関と密接な連携を取りながら家族 3 人自宅での同居生活が維持されている。

（2）病院・施設等からの地域移行

昨年度は、病院・施設等からの依頼で 2 名の地域生活移行の相談を受け、利用者の地域生活移行のサポートを行った。この内 1 件は地域移行支援を利用する事で、関係機関との連携を図る事で、現在は一人で生活をしている。もう 1 件は利用者が宿泊型自立支援施設利用者で当該施設が障害者総合支援法で規定された地域移行支援の対象施設ではなかったため、サポートセンターの特色を生かし一般相談支援での対応を行った。現在生活の場所を横須賀に移し一人暮らしを始めている。（課題参照）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相談の傾向</p>	<p>(3) 障害福祉サービスの枠組みで対応出来ない重複した課題</p> <p>福祉サービスやインフォーマルサービスという枠組みでは収まり切れない生活全般に対するサポートを必要とする相談案件が圧倒的に多い。このようなケース対応は、相談支援だけではなく自立生活援助による対応が必要であると思われるが、横須賀市内では対応可能な事業所が少なく、また、自立生活援助事業の開設要件のハードルが高く、相談支援事業所が新規指定を受けることも難しい。</p> <p>(4) 精神障害者の就労を含めた生活支援</p> <p>精神障害者・知的障害者の就労系支援（就労移行、就労継続支援A型・B型、他）や生活支援（生活介護等）の相談案件が増加している。その傾向は精神障害の方により顕著であるように思われる。利用者のニーズは、一般就労から居場所的な活動の場まで、非常に広範囲であり、適切なアセスメントにより如何に利用者のニーズを抽出するか、そしてニーズに合致した社会資源を提案できるかが、利用者の地域生活を安定させる鍵となると思われる。現状、特に精神障害者に対応可能な社会資源が非常に少ない（課題参照）。</p> <p>(5) 医療的ケアが必要な相談</p> <p>当事業所では医療的ケアが必要な利用者2名の相談を受け、現在も進行している。利用者の住まいの問題は恒久的な課題とも言えるが、この中でも医療的ケアが必要な利用者への対応は、今後急増してくると思われる。しかしながら、通所施設やグループホームで医療的ケアの対応できるところは非常に少ない為、体制の整備が急務である。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題</p>	<p>(令和2年度に課題となったことをご記入ください)</p> <p>① 家族支援的視点と地域サポート体制の整備</p> <p>家族が生活課題を抱えている場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者だけではなく家族全体を包括的にサポートする視点、 2) 上記を実践する包括的（障害・高齢・貧困、他）支援体制（地域・福祉サービスの繋がり） 3) 上記1) 2) を推進する枠組みが必要であるが、現状では整備されている状況下にはない。 <p>*上記の観点は地域共生社会を作り上げていく上でも必要なことであり、障害利用者のみならず地域で暮らす全ての人々が安心し、安らぎある生活を実現するためにも必要なことであると思われる。</p> <p>② 地域移行支援・定着の位置付けと実践</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 連携と情報共有 <p>地域移行・定着を推進する支援者側の連携が上手く取れておらず、相談支援事業所が地域移行支援に入る時期が遅く準備が充分できないまま地域生活に移行せざるを得ないケースがあった。支援者側（病院、施設、保健所、障害福祉課、相談支援事業所他）の連携と情報共有は地域移行・定着の基盤であり、今後連携の枠組みをどのように構築していくかが地域移行・定着を推進ための課題である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 制度の柔軟な運用 <p>相談の傾向（2）でも触れた案件で、宿泊型自立訓練施設の利用者の地域移行を進めたが、同施設が地域移行の対象施設でなかったため、制度としての地域移行支援は利用できなかった。実務面の内容は地域移行で対応するのが妥当と思われる内容であった。この案件のもう一つの問題は上記1) 同様、連携と情報共有（アセスメントを含めて）が全く出来ておらず（当事業所に照会が来たのは退所の1週間前）、移行後の対応整備が極めて不十分なことであった。制度の運用を変えることは困難かもしれないが、対応を相談支援事業所任せにするのではなく、関係者間の連携で違った進め方ができたのではないか。</p>

課題	<p>③ 生活全般をサポートする包括的相談体制</p> <p>利用者は障害福祉サービスのみを利用して生活しているわけではない。生活とは人間の営み（食べる、働く、寝る、遊ぶ・・・）であり、すべてが繋がっている。本来相談とはこれらの繋がりに柔軟に対応することが望ましいのではないだろうか。障害という枠を超えて利用者の生活ニーズに対応した包括的な相談体制が必要ではないかと考える。</p> <p>④ 精神障害者の生活支援</p> <p>精神障害は3障害の中でも障害と認定されてからの歴史が浅いことも理由の一つであろうが、対応できる社会資源が非常に少ないと感じる。加えて世間的には「精神病」という括りで偏った見方をされる傾向にある。「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」という大きな流れを進めるためには、精神障害者に対する見方を変える啓発活動と同時に対応できる福祉事業所（生活介護等は特に少ない）を整備充実することが急務であると思われる。</p> <p>⑤ 医療的ケアに対応できる施設整備</p> <p>医療的ケアに対応できる施設は宿泊入居施設（入所施設、グループホーム）のみならず、日中活動の場（生活介護、等）においても逼迫しており、利用者が選択できる状況には程遠く、利用者の生活を組立てるのが非常に困難な状況下にある。障害福祉サービスを使えない場合は、シェアハウスのような費用負担が大幅に増加する社会資源を利用せざるを得ず、経済的にも非常に厳しい状況にある。これに対応するような受け皿を整備することは医療的ケアが必要な利用者が地域生活を継続するための必須事項であると思われる。</p> <p>⑥ 相談支援体制の整備</p> <p>令和3年4月に障害者基幹相談支援センターが設立された。基幹設立前から基幹が相談支援体制の中核として相談支援を牽引していく前提条件として「3層構造が基盤として整備されていること」があった。しかしその基盤は極めて脆弱（特に西地区では新規相談案件の受け皿は非常に少ない）で相談支援事業所間の連携も取れていない。3層目の基盤整備と相談事業所間の連携が急務である。</p>
その他	<p>（登録者の利用開始経緯 ※把握できている範囲で結構です）</p> <p>・直接相談：20% ・関係機関経由：75% その他：5%</p> <p>（今年度のこれまでの動きや、今後の展望をご記入ください）</p> <p>（1）地域に根差し繋がる相談支援</p> <p>令和2年度は地域に根差すことに注力し、地区のボランティアセンターや地域包括支援センターとの関係を深めると共に、地区の研修会（EX、10/23 武山地区居宅介護支援事業所連絡会に障害者相談サポートセンターとしてオブザーバー参加）等にも積極的に参加してきた。令和3年度においても前年度同様に地域との関係性を深めるといふ基本姿勢は崩さず、地域連携と地域福祉を推進しつつ、幅広い支援ニーズに対応していきたい。特に精神障害の分野に於いては、精神障害者の置かれている生活がし辛い状況を変えるような取組に積極的に貢献していき、地域移行・定着も就労まで含めた包括的生活支援という方向性で相談業務を進めていきたい。</p> <p>（2）福祉連携の推進</p> <p>課題⑥でも触れた基幹及び地域の相談支援事業所との連携のみならず、利用者の幅広いニーズに対応するため障害を越えた幅広い社会資源との連携（地域包括支援センター、保健所、就労援助センター、地区ボランティアセンター、自治会、医療機関、大学・研究機関、他）を推進していきたい。</p> <p>（3）生き辛さを抱える方々への相談受皿</p> <p>前年度においても重篤な生活課題を抱える方々の相談窓口としていくつかの困難ケースに対応してきた。今年度も前年同様、行き場のない方々への相談受皿（障害の範疇に入らない場合は他機関への紹介等も含め）として、原則断らない相談支援を目指していきたい。</p>

令和3年3月までの計画相談実績

(別紙1)

都道府県名 **神奈川県**

- ※1 令和2年3月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※2 令和2年3月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）
- ※3 令和2年3月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※4 令和2年3月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分					児童福祉法分				
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	bのうちセルフプラン	セルフプラン率	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	dのうちセルフプラン	セルフプラン率	達成率 d/c (%)
	(合計)	59,681	59,667	24,022	40.3%	100.0%	29,318	29,318	16,868	57.5%	100.0%
1	横浜市	24,459	24,459	11,197	45.8%	100.0%	12,336	12,336	9,001	73.0%	100.0%
2	川崎市	7,198	7,198	3,900	54.2%	100.0%	3,897	3,897	1,728	44.3%	100.0%
3	相模原市	5,909	5,909	1,980	33.5%	100.0%	2,839	2,839	1,437	50.6%	100.0%
4	横須賀市	2,579	2,579	948	36.8%	100.0%	893	893	146	16.3%	100.0%
5	平塚市	1,953	1,953	478	24.5%	100.0%	751	751	3	0.4%	100.0%
6	鎌倉市	1,162	1,162	118	10.2%	100.0%	375	375	22	5.9%	100.0%
7	藤沢市	3,228	3,228	1,940	60.1%	100.0%	1,378	1,378	1,125	81.6%	100.0%
8	小田原市	1,503	1,503	257	17.1%	100.0%	642	642	468	72.9%	100.0%
9	茅ヶ崎市	1,149	1,149	839	73.0%	100.0%	749	749	629	84.0%	100.0%
10	逗子市	382	382	3	0.8%	100.0%	127	127	0	0.0%	100.0%
11	三浦市	303	303	28	9.2%	100.0%	55	55	0	0.0%	100.0%
12	秦野市	1,381	1,381	391	28.3%	100.0%	643	643	329	51.2%	100.0%
13	厚木市	1,417	1,417	584	41.2%	100.0%	792	792	681	86.0%	100.0%
14	大和市	1,619	1,619	108	6.7%	100.0%	1,140	1,140	0	0.0%	100.0%
15	伊勢原市	862	862	45	5.2%	100.0%	568	568	14	2.5%	100.0%
16	海老名市	893	893	324	36.3%	100.0%	600	600	566	94.3%	100.0%
17	座間市	850	850	163	19.2%	100.0%	424	424	191	45.0%	100.0%
18	南足柄市	292	292	48	16.4%	100.0%	129	129	42	32.6%	100.0%
19	綾瀬市	483	483	88	18.2%	100.0%	227	227	46	20.3%	100.0%
20	葉山町	147	147	0	0.0%	100.0%	65	65	33	50.8%	100.0%
21	寒川町	322	315	134	42.5%	97.8%	148	148	130	87.8%	100.0%
22	大磯町	169	169	0	0.0%	100.0%	69	69	0	0.0%	100.0%
23	二宮町	176	169	7	4.1%	96.0%	65	65	0	0.0%	100.0%
24	中井町	75	75	23	30.7%	100.0%	22	22	16	72.7%	100.0%
25	大井町	125	125	14	11.2%	100.0%	49	49	28	57.1%	100.0%
26	松田町	99	99	16	16.2%	100.0%	28	28	12	42.9%	100.0%
27	山北町	86	86	17	19.8%	100.0%	19	19	5	26.3%	100.0%
28	開成町	98	98	22	22.4%	100.0%	85	85	53	62.4%	100.0%
29	箱根町	80	80	9	11.3%	100.0%	13	13	0	0.0%	100.0%
30	真鶴町	120	120	1	0.8%	100.0%	8	8	1	12.5%	100.0%
31	湯河原町	169	169	29	17.2%	100.0%	43	43	24	55.8%	100.0%
32	愛川町	371	371	310	83.6%	100.0%	138	138	138	100.0%	100.0%
33	清川村	22	22	1	4.5%	100.0%	1	1	0	0.0%	100.0%

サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間について

(別紙2)

都道府県名 神奈川県

- ※1 計画作成済み人数は、別紙1のa、dからセルフプランを除いた数と一致すること。
 ※2 モニタリング設定期間は支給決定の際に定めた期間とし、モニタリング期間が途中で変更になる場合は3月時点で判断する。
 ※3 ケアプランの者でモニタリング期間が把握できない者についてはその他へ計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分								児童福祉法分							
		障害福祉サービス等受給者数	モニタリング設定期間							障害児通所支援受給者数	モニタリング設定期間						
			毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他		毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他
	(合計)	35,659	1,306	990	15,428	515	14,065	1,554	1,801	12,450	208	163	1,189	1,787	7,023	817	1,263
1	横浜市	13,262	755	852	8,246	275	2,357	337	440	3,335	3	126	352	778	902	81	1093
2	川崎市	3,298	0	0	708	0	2,590	0	0	2,169	0	0	0	0	2,169	0	0
3	相模原市	3,929	40	15	1,912	0	1,888	44	30	1,402	11	4	343	0	1,041	0	3
4	横須賀市	1,631	29	2	743	0	697	0	160	747	17	0	64	0	621	0	45
5	平塚市	1,475	131	39	290	97	707	62	149	748	92	0	0	651	5	0	0
6	鎌倉市	1,044	44	34	412	51	435	1	67	353	3	3	84	27	236	0	0
7	藤沢市	1,288	76	8	394	41	410	21	338	253	4	8	125	25	25	0	66
8	小田原市	1,246	0	1	543	0	593	2	107	174	0	0	2	0	172	0	0
9	茅ヶ崎市	310	4	7	86	10	90	3	110	120	7	10	13	5	62	0	23
10	逗子市	379	1	0	26	2	251	20	79	127	0	0	56	0	65	0	6
11	三浦市	275	16	2	129	1	122	1	4	55	3	0	5	2	44	0	1
12	秦野市	990	99	5	177	12	563	98	36	314	28	1	16	195	64	2	8
13	厚木市	833	4	0	365	0	463	1	0	111	2	1	17	12	78	0	1
14	大和市	1,511	0	0	43	1	490	858	119	1,140	4	3	6	52	342	733	0
15	伊勢原市	817	35	3	387	10	330	6	46	554	5	5	36	36	472	0	0
16	海老名市	569	32	17	206	1	263	50	0	34	4	1	19	1	9	0	0
17	座間市	687	6	1	111	0	526	14	29	233	0	0	6	0	226	0	1
18	南足柄市	244	0	0	208	0	36	0	0	87	0	0	0	0	87	0	0
19	綾瀬市	395	7	0	57	0	305	1	25	181	17	0	0	0	164	0	0
20	葉山町	147	0	1	57	1	88	0	0	32	0	0	0	0	32	0	0
21	寒川町	188	14	0	14	0	145	6	9	18	5	0	0	0	8	0	5
22	大磯町	169	1	0	17	6	144	1	0	69	0	0	13	0	52	0	4
23	二宮町	169	0	0	14	5	130	1	19	65	1	1	10	0	46	0	7
24	中井町	52	2	0	16	1	31	2	0	6	0	0	0	1	5	0	0
25	大井町	111	1	1	42	1	62	1	3	21	0	0	6	1	14	0	0
26	松田町	83	2	0	23	0	54	4	0	16	0	0	4	1	11	0	0
27	山北町	69	3	0	23	0	27	1	15	14	0	0	2	0	12	0	0
28	開成町	76	4	2	25	0	42	1	2	32	1	0	5	0	26	0	0
29	箱根町	71	0	0	20	0	48	0	3	13	1	0	2	0	10	0	0
30	真鶴町	119	0	0	59	0	60	0	0	7	0	0	3	0	4	0	0
31	湯河原町	140	0	0	45	0	84	0	11	19	0	0	0	0	19	0	0
32	愛川町	61	0	0	20	0	23	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	清川村	21	0	0	10	0	11	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0

令和2年度 虐待通報件数、虐待と認定した件数

1 通報件数とその内訳

(3月末現在)

通報件数	虐待と認定			事実確認調査中	認定せず、 判断できず
	認定	支援継続	終結		
28	12	1	11	0	16

2 虐待の種類とその内訳(重複有)

種類	通報件数	虐待と認定			事実確認調査中	認定せず、 判断できず
		認定	支援継続	終結		
身体的虐待	23	11	1	10	0	12
性的虐待	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	10	6	0	6	0	4
ネグレクト	1	0	0	0	0	1
経済的虐待	1	1	0	1	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	35	18	1	17	0	17

3 虐待の類型とその内訳

類型	通報件数	虐待と認定			事実確認調査中	認定せず、 判断できず
		認定	支援継続	終結		
養護者	19	8	1	7	0	11
福祉施設等	9	4	0	4	0	5
使用者	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	28	12	1	11	0	16

4 虐待を受けた人の主たる障害とその内訳

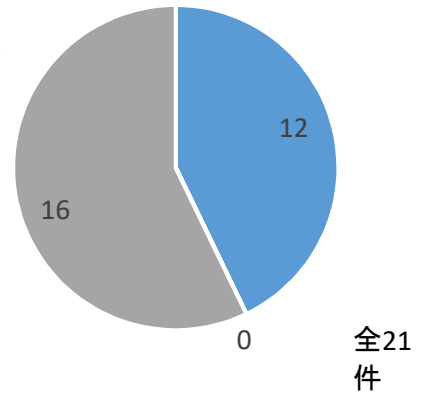
障害	通報件数	虐待と認定			事実確認調査中	認定せず、 判断できず
		認定	支援継続	終結		
身体障害	2	1	0	1	0	1
知的障害	17	8	1	7	0	9
精神障害 発達障害	9	3	0	3	0	6
不明	0	0	0	0	0	0
合計	28	12	1	11	0	16

5 緊急一時保護した件数 1件

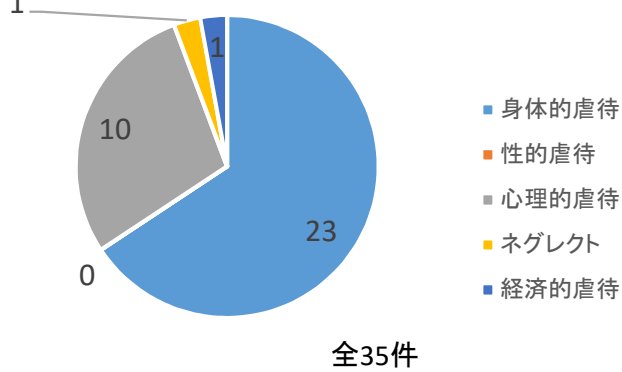
令和2年度 虐待通報件数 と虐待認定件数の各種割合

認定・非認定件数

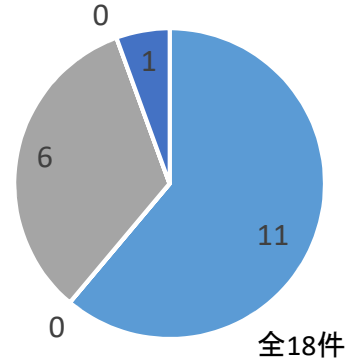
- 認定
- 事実確認調査中
- 認定せず、判断できず



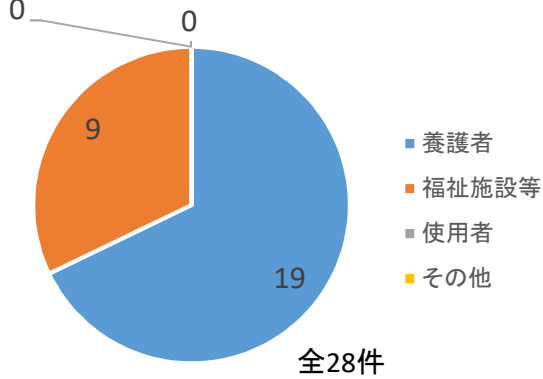
虐待の種類（通報）



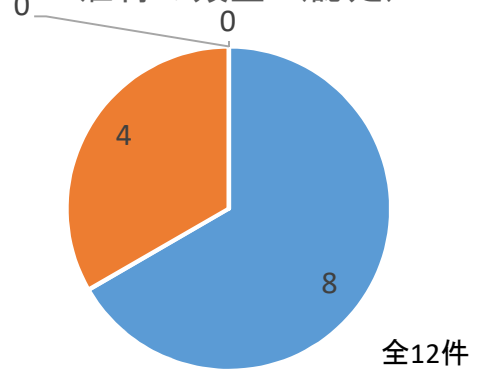
虐待の種類（認定）



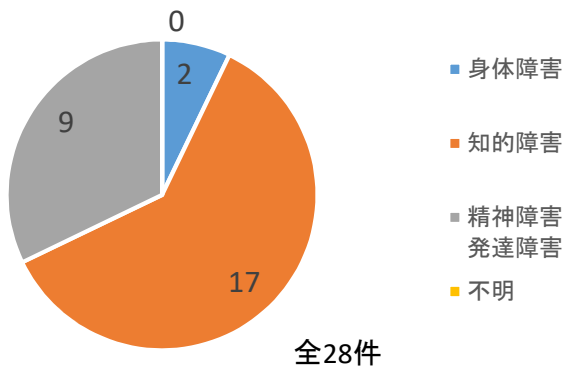
虐待の類型（通報）



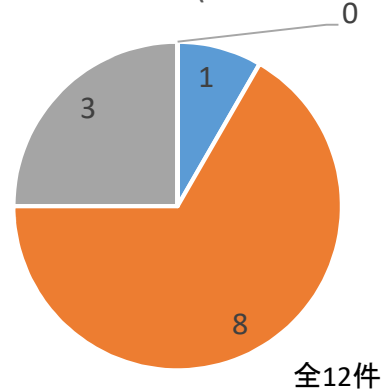
虐待の類型（認定）



被虐待者（通報）



被虐待者（認定）



令和2年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会
活動報告書

横須賀市 障害とくらしの支援協議会
令和3年8月

【目次】

◇ 令和2年度 横須賀市障害とくらしの支援協議会 <活動内容>

(P2～P30)

1. 協議会の役割とその位置づけ等について (P2～P3)
2. 令和2年度の協議会の活動方針の概要 (P4)
3. 令和2年度の協議会の活動成果の概要 (P5～P6)
4. 全体会の概要及び開催状況等について (P7～P15)
5. 実務者運営会議の概要及び開催状況等について (P16～P19)
6. 基幹相談支援センター検討会の概要、開催状況及び活動成果等について (P20)
7. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P21)
8. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P22～P24)
9. 相談支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P25)
10. こども支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P26～P27)
11. 短期入所のあり方検討プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について (P28)
12. 移動支援のあり方検討プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について (P29～P30)

◇ 令和2年度 横須賀市障害とくらしの支援協議会 <参考資料>

1. 協議会の設置要綱 (P32～P34)
2. 協議会の傍聴に関する要領 (P35～P36)

令和2年度

横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<活 動 内 容>

◇ 令和2年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容

1. 協議会の役割とその位置づけ等について

（1）役割・・・関係機関等の情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。

そこでは、地域における障害児者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった課題を共有し、個別事例から地域全体まで視野に入れた支援体制の整備につなげていくことが重要となる。

協議会では、こうした相談支援を軸とした取組みを着実に進めながら、障害当事者や家族とともに、障害児者の地域での生活を支える支援体制を確立させ、横須賀市と協働して障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す必要がある。

（2）位置づけ・・・様々な地域の課題に対する柔軟な対応と情報発信の場

協議会は、行政も民間事業者も当事者等も障害児者に関係する人々が対等の立場にたち、行政主導ではなく、特定の分野に偏ることなく情報共有及び意見交換、事例検討を行う場であることが求められているため、社会福祉審議会のように、地方自治法に基づく市の附属機関として市長の諮問に基づく事項のみを検討する組織とするのではなく、様々な地域の課題に柔軟に対応できる組織としている。

一方、協議会は、市が附属機関として施策立案をするために専門的に設置する機関ではないが、そこで議論された事柄が実際に支援する現場で生かされるようにする必要がある。

そのためには、全体会等において障害当事者や家族、地域の支援者等も参画し、幅広く市内の現状や課題について共有化を図り、問題意識を高めることを通じて、横須賀市の障害児者の支援における情報発信の場としていくことが必要である。

（3）協議会と市の関係・・・協議会の委員として社会福祉審議会などに参加

協議会では、これまでも専門分科会の活動など、現場レベルの方々の協議を行うことを特徴の一つとしてきた。現場レベルで集まることで共通理解が生まれ、視野も広がり、協議で得られた学びや課題解決に向けた意見交換から、日常の実践や今ある関係機関との有機的な連携につなげていくことができたが、現実的には協議会の議論だけでは解決できない課題も出てきている。

市は協議会の設置主体であるとともに、協議会を構成する一員として、協議内容から、市として取り組むべき課題について役割を果たすよう取り組んできたが、従来のように協議会の中だけで完結する組織であることには限界があったといえる。

そこで、市の施策の全体や方向性を検討する際に、現場レベルの声を伝える方法として、社会福祉審議会等の委員に、従来のような委員の重複という形態ではなく、協議会の代表等が社会福祉審議会等の委員の一員として参加していく仕組みとしている。

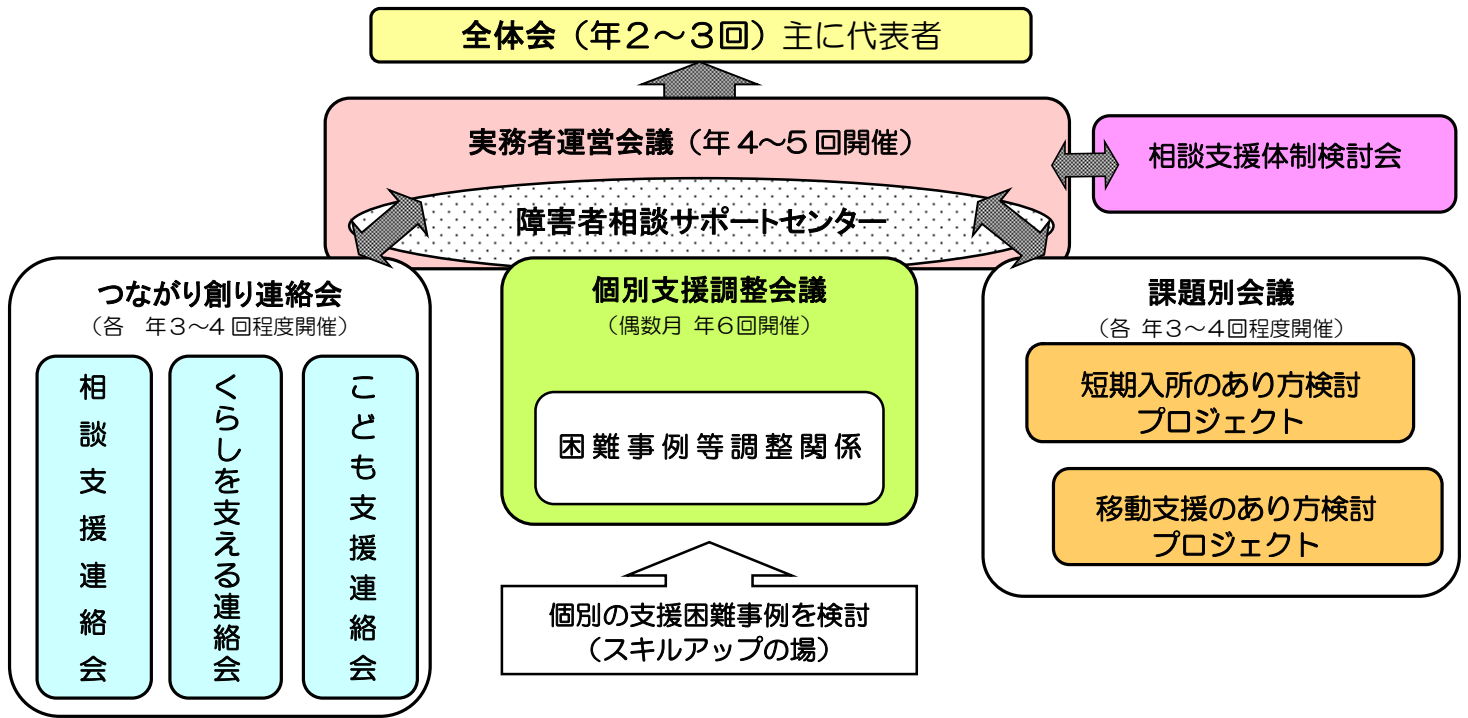
一方で、社会福祉審議会や市内外の支援機関又は関係者に、協議会による現場の声を情報発信していくため、協議会としても、協議会で活動した内容、議論から出てきた解決できない課題やその方策について、本報告書を作成している。

（4）協議会と市町村障害福祉計画との関係・・・市は協議会から意見聴取

平成24年4月1日の法改正により、「市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」とされたため、第4期市町村障害福祉計画（計画期間は平成27年度から平成29年度の3年間）の策定にあたって、平成26年8月に、本協議会から市に対し施策等に関する意見書を提出している。

なお、本市は、協議会等の意見も踏まえ、平成27年2月に同計画を策定している。

(5) 令和2年度の協議会の組織



<全体会> 個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。

<実務者運営会議> 協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。

- **<障害者相談サポートセンター（5委託相談事業所）>**
市の担当者と共に各部会・各会議の運営に直接関わり促進させる役割を負う。
- **相談支援体制検討会**は、相談支援体制についての課題の整理等を行い、相談支援体制全般の安定的運営をめざすための意見交換を行う。

<つながり創り連絡会> 障害当事者や家族、サービス提供事業所、相談支援事業所、就労支援機関との定期的な会議や活動企画の開催等により、地域連携をより充実させ、ライフステージ毎に切れ目のない支援を確立することを目的とする。

- **くらしを支える連絡会**は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図る。
- **相談支援連絡会**は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図る。
- **こども支援連絡会**は、障害のある児童の支援に係る基本情報（サポートブック）の活用方法やその効果の検証を行うとともに、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、サポートブックの活用の推進や関係機関の役割の調整により、地域の家庭と教育と福祉の連携や支援力の向上を図る。

<個別支援調整会議>
個別事例を扱うことのできる場として構成する。単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指す。

- **困難事例等調整関係**は、個別の支援困難事例（虐待事例を含む）への対応を共有することで、そのノウハウを積み上げることで、支援者のスキルアップを図る。指定特定相談支援事業所が支援困難事例を相談できる場とする。

<課題別会議> つながり創りや個別支援調整会議の中で検討・解決を迫られている課題について、実務者運営会議がその解決の目的を明示して会議を設定する。

- **短期入所のあり方検討プロジェクト**は、保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりやより適切な短期入所のあり方を検討する。
- **移動支援のあり方検討プロジェクト**は、適切な移動支援のあり方を検討する。

2. 令和2年度の協議会の活動方針の概要

- (1) 協議会は、全体会、実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会（くらしを支える連絡会、相談支援連絡会、こども支援連絡会）、課題別会議（短期入所のあり方検討プロジェクト、移動支援のあり方検討プロジェクト）を組織し、活動を行う。
- また、「基幹相談支援センター検討会」の内容を引き継ぎつつ、相談支援体制についての課題の整理等を行い、相談支援体制全般の安定的運営をめざすための意見交換を行う「相談支援体制検討会」を設置する。
- (2) 全体会は、年2回開催し、各連絡会や各会議からの報告等によって情報共有や意見交換を行い、地域のネットワークの構築、支援体制の整備に向けた協議を行う。協議会全体の体制に関しても検討を行う。
- また、研修会については、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、今年度の開催は見合わせることにし、今後、新型コロナウイルス感染症と共生した「新しい利用様式」に合わせた形をどのように構築していくのか検討していくこととする。
- (3) 実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会（くらしを支える連絡会、相談支援連絡会、こども支援連絡会）の取り組みについては、「各連絡会及び各会議の活動状況について」の別添資料に記載のとおり。
- (4) 平成25年度から平成30年度の活動報告書については、協議会の成果として広く関係機関で共有し、多くの人に周知、公開できるよう、市のホームページに掲載しており、令和元年度の活動報告書も引き続きホームページに掲載する予定である。

3. 令和2年度の協議会の活動成果の概要

【関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備についての協議】

令和2年度の協議会の活動としては、全体会（2回）実務者運営会議（7回）、基幹相談支援センター検討会（2回）、つながり創り連絡会として、くらしを支える連絡会（3回、活動企画1回）、相談支援連絡会（1回）、こども支援連絡会（3回）、課題別会議として、短期入所のあり方検討プロジェクト（2回（ワーキング除く））、移動支援のあり方検討プロジェクト（3回（ワーキング除く））を開催し、関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備などについて協議した。

そのほか、全体会では、「基幹相談支援センターの応募がなかったのは、受託する事業所の立場を考えると、準備に時間がかかり、現実的に手を挙げるところがないのではないか。」「サポートセンターの在り方を整理するために正確にデータをとることで大変さがわかり、行政課題も見えてくる。ルールの異なる数字の取り方では比較できない。数字に関する基準を統一することを市も検討してほしい。」「サポートセンターが地区割で対応することが、利用者自身にも分かるような情報提供をしてほしい。」「障害者の生活はどんどん変化するため、障害福祉計画の中で数値目標と見込み量が一人歩きしないようにして頂きたい。その他の意見としても記載したが、障害者が自立するということは、目に見えないエネルギーが必要である。そのため、柔軟に障害者の生活に合わせた対策がとれるような障害福祉計画にして頂きたい。」「相談事業所の実態調査から、人員は増えず、困難ケースの対応や新規ケースの対応が難しいという結果が出ている。また、専門性の確保等、人材育成や相談員の質の向上に課題を感じているということがわかった。」「実務者運営会議の中で、協議会が形骸化してきているという意見も出ている。課題抽出だけでなく、課題解決に向けて一歩進めることができるような体制を作っていきたい。」などの意見がだされた。

なお、各連絡会・各会議の主な取り組みについては、次のとおり。

◇実務者運営会議における障害者福祉計画への協議会意見のとりまとめ◇

令和2年度前半の実務者運営会議において、新型コロナウイルス感染防止の観点から書面会議を活用して、障害福祉計画への協議会としての意見をとりまとめることができた。

◇実務者運営会議における新しい障害とくらしの支援協議会の体制等の検討◇

協議会の理念、体制に関して令和2年度中に整理する予定であったが、整理しきれなかった。

令和3年度も引き続き検討することとなった。まず、協議会の夢等理念を整理し、その理念に沿った組織づくりを目指すという方向性について合意形成ができた。

◇基幹相談支援センターと相談支援体制の検討 ◇

第1回の基幹相談センター検討会において、基幹相談支援センターに応募がなかったことの説明と、その原因をさぐるべく調査、ヒアリングを市が行うことの説明を行った。また第2回の検討会では、そのヒアリング、調査の結果、直営で基幹相談支援センターを運営することについて話し合うことができた。

◇コロナ禍の中での対応について ◇

くらしを支える連絡会において、令和2年度はコロナ禍において事業所が工夫している点等を情報共有することができた。

また短期入所のあり方検討プロジェクトにおいてもコロナ禍における対応が検討された。

◇相談支援の質の向上のための取り組み ◇

新型コロナウイルス感染拡大の状況化で予定していた研修等が実施できず、質の向上に向けて取り組めなかった。

◇移動支援について・・・送迎ワーキングの発足 ◇

移動支援は課題が山積している。令和2年度は移動支援を取り巻く「送迎」にスポットを当てて検討することとし、送迎ワーキングを発足させた。

人員、車両の問題等もあり、福祉の枠を超えた検討が必要ではないか？等積極的に検討ができた。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、グループワーク等を中心とした活動に大きな制限があった。そのため、グループでの議論を中心とする個別支援調整会議や相談支援連絡会における相談事業所の情報交換会等の開催が困難であった。また平成30年、令和元年と開催し好評であった協議会の研修会もグループワークを活かした研修会であることを考慮し、断念せざるを得なかった。

4. 全体会の概要及び開催状況等について

【全体会の概要】

役割	個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。 障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。
回数	年2回
委員構成	横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会、横須賀市障害関係施設協議会、児童系サービス事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 横須賀・三浦ブロック、居宅介護事業所、共同生活援助事業所（横須賀グループホーム連絡会）、障害者施策検討連絡会、障害当事者（たけのこ会）、障害者相談サポートセンター、就労系事業所、就労支援関係機関（よこすか障害者就業・生活支援センター）、企業関係機関（横須賀商工会議所）、地域福祉関係機関（横須賀市社会福祉協議会、横須賀市民生委員児童委員協議会、横須賀市障害福祉相談員連絡会）、教育機関（神奈川県立武山養護学校）、療育機関（横須賀市療育相談センター）、行政関係（神奈川県鎌倉保健福祉事務所、横須賀市児童相談所、健康部保健所健康づくり課、こども育成部こども家庭支援課、教育委員会学校教育部支援教育課、福祉部地域福祉課、福祉部障害福祉課）
事務局	福祉部障害福祉課

【全体会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	令和2年 7月30日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度 障害とくらしの支援協議会活動報告について (2) 令和元年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について (3) 令和元年度 横須賀市虐待防止センターからの報告について (4) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について (5) 各連絡会及び各会議の活動状況について (6) 令和2年度 障害とくらしの支援協議会の取り組み（案）について (7) 第6期横須賀市障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見（案）について
第2回	令和3年 3月29日（月）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各連絡会および各会議の活動状況について (2) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について (3) 横須賀市虐待防止センターからの報告について (4) 令和3年度 横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織（案）について (5) 障害者基幹相談支援センター設置について

【全体会での主な意見など】

	内 容
第1回	<p>▼横須賀市より報告</p> <p>基幹相談支援センターの開設についてご報告したい。長年に渡り議論し、合意形成がとれた結果、プロポーザル方式で事業所の選定を行った。6月22日に告示し、7月21日を締切としたが応募がなかった。今後、応募のなかった原因について分析したいと考えている。基幹相談支援センター検討会の皆様には今後ご協力をいただきたい。</p> <p>○委員からの質問</p> <p>開設の時期に変更はあるか。</p> <p>○市回答</p> <p>時期は明言できないが、原因を分析して開設の検討をしていきたい。</p> <p>○委員からの質問</p> <p>今後は、どの場で議論をしていくのか。基幹相談支援センター検討会で議論するのか。</p> <p>○市回答</p> <p>現状を確認した後、検討していきたい。現時点では、基幹相談支援センター検討会で協議していきたいと考えている。</p> <p>○委員からの質問</p> <p>スケジュールが^{ひっばく}逼迫した中で協議を実施するには、第6期障害福祉計画に影響があるのではないかと。決められたスケジュール内で協議するのであれば、早急に対応して頂きたい。現在の障害福祉計画の見直しにも課題が残る。基幹相談支援センター開設にあたり、第2の手はなかったのか。</p> <p>○市回答</p> <p>時期によっては、障害福祉計画に影響がある。基幹相談支援センターの開設を検討したが、応募がないという結果となった。現時点では、その結果を分析したいと考えている。</p> <p>○委員からの質問</p> <p>基幹相談支援センター検討会の協力を得て分析を行うのか。市で行った分析をもとに検討会の委員で議論するのか、手順が重要である。</p> <p>○市回答</p> <p>確定的ではないが、現時点では、聞き取りを実施し、その結果に基づいて基幹相談支援センター検討会で議論していきたい。</p> <p>○委員からの要望</p> <p>要望を伝えたい。最終的なことは市が決定するのであれば、市が分析したものを出して、早急に基幹相談支援センター検討会で議論した方がいいのではないかと。委員に対して現時点で意見を募ってもこれ以上は出てこないと思う。市の分析をもとに課題や変更箇所を提示して、それに対して委員が議論する方がスピーディーに進むと思う。受託する事業所の立場を考えると、準備に時間がかかり、現実的に手を挙げるところがないのではないかと。検討するプロセスを考えてもらえないか。そうでなければ、市が36か月間、基幹相談支援センターを運営することも一つの方法であると思う。サポートセンターの課題整理もしなければならないタイミングである。市の運営については余計な話かもしれないが、市が分析したものを早急に出してもらい、それに対して評価をしていくプロセスでないと時間的に間に合わない。</p>

2 議題

(1) 令和元年度 障害とくらしの支援協議会活動報告について

事務局より資料1に基づき説明があった。委員の承認が得られたため、ホームページに掲載する。

(2) 令和元年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について

各管理者より資料に基づき説明があった。(ゆんるり管理者は欠席のため、事務局より代理で説明する。)

(3) 令和元年度 横須賀市虐待防止センターからの報告について

事務局より資料3に基づき説明があった。33件のうち15件が虐待として認定された。3件は終結していない。

(4) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について

事務局より資料に基づき説明があった。

議題(2)(3)(4)について、以下、各委員からの意見、質問(抜粋)

○委員からの質問

資料の虐待の種類とその内訳について聞きたい。「福祉施設等」で通報件数8件のうち、「認定せず、判断できず」7件は、どのような件数となるのか。

○事務局回答

「認定せず、判断できず」が同じ表記となっているが、すべて虐待として認定しなかった件数である。

○委員からの質問

資料の「利用者数」はどのように計算しているのか。利用者の内訳数と合計数が一致しない事業所がある。「動きのあった方の数」とはどういうことか。延べ数ではなく一人あたりの回数か。また、資料2の別紙では、サービス利用計画の利用者数をどのように見るのか。支援方法の項目「関係機関」の数字は事業所によって大きな差があり、累積の内訳について確認したい。

○サポートセンター管理者回答

「動きのあった方の数」は、サポートセンターに利用登録している方のうち、年度内で支援をした回数である。延べ数ではなく、1人あたり何回相談があっても1とカウントする。サービス等利用計画を立てている方だけではなく、一般相談の方への対応も含まれる件数となる。カウントの仕方や利用登録の仕方各サポートセンターではルールが異なり、統一することが課題となっている。

○委員からの意見

サービス等利用計画を作成している方について、モニタリングの回数や件数を分けてカウントできないか。報酬請求できるもので判断できないか。データをとることで計画作成の大変さが伝わるのではないか。

○サポートセンター管理者回答

システム上、計画作成と一般相談の対応数を分けて入力することはできる。ただし、すべての対応が報酬に反映されるものではないため、報酬だけでは支援数はカウントできない。サービス調整やモニタリングのための調整は報酬対象にはならない。

○委員からの意見

基幹相談支援センターを開設にあたり、サポートセンターの在り方を整理するために正確にデータをとることで大変さがわかり、行政課題も見えてくる。ルール異なる数字の取り方では比較できない。数字に関する基準を統一することを市も検討してほしい。

○サポートセンター管理者の回答

先ほどご質問のあった「関係機関」の内訳は、病院、行政、ヘルパー事業所、サポートセンター、利用者への連絡や記録をとった件数を関係機関とのやりとりとしている。

○委員の希望

関係機関との電話連絡は相手が1事業所の場合は1件となるが、10事業所が協議する場を1件とするのか。10件とするのか。数字の取り方の基準を市と相談して統一してほしい。

○委員からの質問

西地区にサポートセンターが開設され、相談支援事業所が地区割の担当になると聞いた。相談の受け入れは当事者にどのように案内すれば良いのか。各事業所は3障害の受け入れを可能としているが、専門性はある。どのように対応すればいいのか。

○事務局回答

サポートセンターに関しては地区割で対応することになった。新規相談者は、地区割で受け入れることが原則となる。その件は、すでに事業所や病院に通知を送付している。サポートセンターでは、月1回会議を開催して情報共有をしているため、ケースの事情や事業所の背景を含めて連携していきたい。サポートセンターも含めて市職員も経験値を上げていきたいので、皆様にもご理解いただきたい。

○委員からの質問

新規相談者の場合は、担当地区の表があるのか。

○事務局回答

行政センター管内で地区分けを整理し、各サポートセンターに了承して頂いた。地区割の表がある。

○サポートセンター管理者からの報告

サポートセンターでは、新規相談者は厳密に地区割で受けている。ただし、長期入院の地域移行の件数は、各サポートセンターで担当する件数を調整している。相談体制の会議でも課題として挙げているが、実際にサポートセンターの専門性は地域に根付いており、専門性を積み上げてきている。しかし、地区割で対応することが決まっても、専門性の担保をどうするかという課題は解決されていない。また、仕様書が5つのサポートセンターでは異なり、現在は3種類が存在する。

○委員からの意見

サポートセンターが地区割で対応することが、利用者自身にも分かるような情報提供をしてほしい。

(5) 各連絡会及び各会議の活動状況について

事務局および各会議会長より資料に基づき説明があった。

(6) 令和2年度 障害とくらしの支援協議会の取り組み（案）

事務局より資料に基づき説明があった。

先日の実務者運営会議で検討した結果、全体会の研修会開催は難しいと判断した。その他の会議は、感染防止の取り組みを行いながら各協議会を開催していく予定である。令和2年度の協議会の組織図の相談支援体制検討会は基幹相談支援センターの検討会と連動するため、実務者運営会議の委員と相談して実施していきたい。

議題（5）議題（6）について 以下、各委員からの意見、質問（抜粋）

○委員からの意見

基幹相談支援センターについて1年議論してきたが、仕様書は検討してきた内容とは異なるという意見が多くみられた。最終的に市が判断して決定することは理解しているが、障害とくらしの支援協議会の意見を反映できるような議論をして頂きたい。今後、基幹相談支援センターについては実務者運営会議で細かく検討していきたい。

○委員からの意見

資料「令和元年度 横須賀市 障害とくらしの支援協議会 活動報告書（案）」P14 障害とくらしの支援協議会の体制について。「A委員」の意見に対して事務局の回答は、「令和2年度は協議会の組織を大きく変える検討を行い、令和3年度から実稼働をさせていきたいので、意見として受容し、組織改正の参考にさせていただく。」とあり、今年度中に協議会の改変がされると思うが、全体会はあと1回の開催となる。1回で協議会の体制について決定ができるのか。1回の開催では不十分ではないか。また、委員構成は延べ187名で多すぎるのではないか。自立支援協議会を再編するにあたり、他の障害に関する会議も統一できないか。同様の内容報告で済む会議が多いため、利用者や家族、現場職員の利益にはなっていないと感じる。

(7) 第6期横須賀市障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見（案）

事務局より資料に基づき説明があった。

協議会委員、全体会の委員の方に事前に意見を頂いた。数値目標や見込み量を意識した意見を提出して頂けるよう依頼した。

○委員からの意見

今日は皆さんの元気な顔が見られて大変嬉しかった。しかし、大変残念なことは、私の目の前にスピーカーがなく、従って、これまでの長く貴重な委員の意見がほとんど聞こえていない。そのため、これから私が話す内容は、この会議に参加する前の話としてご了解頂きたい。今回、障害福祉計画の意見書の出し方について事務局と話し合ったが、数値目標と見込み量だけでは全体の意見を吸い上げることは出来ないだろう。そこで、数値目標と見込み量以外の意見を出せるように、事務局が新しく書式を作成してくれた。私は意見を事務局へ提出したが、本日の会議資料には数値目標と見込み量以外の意見という項目がなかった。そこで、参考までに、私が書いた見込み量の内容を少し読み上げたい。

「居宅介護。障害者本人の加齢に伴う障害の重度化。それに加え、家庭内介護の主流を占めている親の高齢化により親子共倒れになる危険性が高くなっている。今後は、ヘルパー

による身体介護・家事援助の時間数を相当見込まなければならないことを今回の計画に明記してほしい。」

やはり、障害者の生活はどんどん変化するため、障害福祉計画の中で数値目標と見込み量が一人歩きしないようにして頂きたい。その他の意見としても記載したが、障害者が自立するということは、目に見えないエネルギーが必要である。そのため、柔軟に障害者の生活に合わせた対策がとれるような障害福祉計画にして頂きたい。

○委員からの意見

資料7「協議会の意見の体系」には、障害児入所施設に関する内容が含まれていない。横須賀市では児童福祉法で本来設置するものが設置されていない。三浦しらとり園は市内に存在するが、県の所轄施設である。そのため、障害児入所施設の数値目標を挙げていきたいと実務者運営会議で意見を出した。表題には「第2期障害児福祉計画を含む」とあるが、障害児入所施設について障害福祉計画で取り扱いされないのであれば再考して頂きたい。

資料7、1-10発達障害者支援センターは、県もしくは政令市が設置するものとされている。接続詞は「ただし」ではなく、「なお」「また」という表記がよいのではないか。

資料7、1-6「短期入所のコーディネート力を高める」のではなく、行政ケースワーカー及び相談支援事業所の相談員のコーディネート力を高めてほしいという意見であるため表記の仕方を変えてほしい。

資料7、1-7(3)サービス等利用計画の計画数を数値目標として挙げるべきとしているが、ここ数年はセルフプランの件数は大きく変化していない。計画件数の数値目標を設定するよりも、相談員の育成や相談支援事業所を増やすことが優先されるのではないか。実務者運営会議でも意見したが、数字目標と見込み量は、2年間の実績をもとにした根拠あるデータがなければ回答できない。今後、評価する際には根拠のあるデータが必要である。

○会長の意見

頂いた意見をもとに事務局と会長で文書変更を行い、障害者計画等検討部会に提出したい。

第2回

○相談支援連絡会副会長より、追加資料「横須賀市相談支援実態調査 2020」に基づき説

市内の相談支援事業所対象に、アンケート調査を行っている。

現在の計画相談支援は、さまざまな加算をとることが報酬につながるような制度設計になっているが、初回加算取得事業所数は全体の5割以下、サービス提供時モニタリング加算取得が5割程度、その他の加算は2割以下であった。これによって、9割近くの事業所が赤字経営になっているという結果が出ている。

そうした経営状態から人員は増えず、困難ケースの対応や新規ケースの対応が難しいという結果が出ている。また、専門性の確保等、人材育成や相談員の質の向上に課題を感じているということがわかった。

2 議題

(2) 各連絡会及び各会議の活動状況について

以下、各委員からの意見、質問（抜粋）

○委員からの意見

移動支援のあり方検討プロジェクトが目指す方向性や、目標について聞きたい。通所や通学を移動支援が担うことは、横須賀市の特性として必要なのではないか。通学に利用する移動支援の支給が厳しくなったという話を聞いているが、要綱などに変化があったのか確認したい。

○事務局回答

目指す方向性については「持続可能な移動支援サービス」を目指している。移動支援の予算が増えている中で、事業所は増えていない現状等がある。安定して制度を維持していくために、移動支援のあり方の整理をすると共に、障害福祉以外の副資源の活用等を含め検討していきたい。移動支援の要綱は変えていない。通学に関しては、養護学校へ働きかけていく中で、スクールバスや新たな通学支援等、変化しつつある。

○委員からの意見・質問

障害者の移動を支援するもの（通所交通費助成、通所送迎加算、移動支援等）について整理をしてほしい。個別支援調整会議で取り扱う困難事例というのは、計画相談支援事業所の抱える困難事例なのか、それとも通所事業所の困難事例なのか。

○事務局回答

計画相談支援事業所から困難事例を中心に扱っている。過去には、障害者相談サポートセンターと障害福祉課ケースワーカーのみで事例検討を行ってきたが、数年前から市内相談支援事業所へ参加者を広げて開催している。

(2) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について、須賀市虐待防止センターからの報告について資料にて報告。

(8) 令和3年度横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織（案）について

事務局より資料に基づき説明。令和2年度中に協議会体制の具体的な検討まで至らなかったため、引き続き実務者運営会議を中心に協議会のあり方について検討を行いたい。本来であれば、令和3年度に委員改選を行う必要があるが、これまでの経過を踏まえた上での検討が望ましいと考えている。そのため、事務局としては全体会委員を含めたすべての委員の任期を半年間または1年間延長することを提案したい。

○委員からの質問

現在、どこまで協議会体制についての話が進んでいるのか。現在の協議会体制が相談支援に偏っているように感じる。

○事務局回答

協議会の目的や理念を明確にすることを実務者運営会議で検討中。目的や理念によって、分科会の設置や委員体制についても調整していきたい。

○実務者運営会議委員からの言葉

実務者運営会議の中で、協議会が形骸化してきているという意見も出ている。課題抽出だけでなく、課題解決に向けて一歩進めることができるような体制を作っていきたい。そうした議論や調整が半年間でできるのか、1年間かかるのかについては、進めていく中で決まってくるのではないかと。

○決議

横須賀市障害とくらしの支援協議会、要綱第16条に基づき、委員任期の半年間または1年間の延長について、全体会の承認を得た。

○障害者基幹相談支援センター設置について

事務局より資料5に基づき説明。基幹相談支援センターの選定をプロポーザル方式で行ったが、うまくいかなかった。アンケート調査やヒアリング等を重ねる中で、令和3年4月より、市の直営で地域福祉課（ほっとかん）に設置することとなった。今回、直営での設置に至っているが、民間への委託を含めて、引き続き検討していく。

障害者基幹相談支援センターでは、専門相談や拡大ケース会議、各分野との連携を図りながら、相談支援事業所の研修を強化していきたい。

協議会の運営については、障害福祉課と地域福祉課で連携しながら運営していく予定。

○委員からの意見

障害者基幹相談支援センターの周知はどのように行うのか。また、出前トークの依頼は可能か。

○事務局回答

出前トークも可能であるし、様々な事業所にご挨拶と説明をしに伺おうと考えている。ほっとかんのチラシの中に、障害者基幹相談支援センターについても追加する予定。

○委員からの質問

市民からの相談にはどのように対応していくのか。サービス支給量等の相談窓口はどのようになるのか。

○事務局回答

地域福祉課の総合相談係の中に障害者基幹相談支援センターが設置されるため、市民からの相談を受けることもあると思う。すでに障害福祉サービス利用している方に関しては、障害福祉課の相談がそぐう場合も多いと思うので、適宜、適切な担当課へ繋いでいくようにしたい。

○委員からの質問

民間への移行も検討していくとのことだが、直営での障害者基幹相談支援センターの設置期間の定めはあるのか。地域生活支援拠点との連携はどのような考え方になるのか。障害者基幹相談支援センターができたことで、地域生活支援拠点が満たされたと言うことができるのか。個別相談は行わず、後方支援が基本であることをしっかり周知してほしい。

	<p>○事務局回答</p> <p>市の組織なため、期間を定めることはできない。民間への移行は引き続き検討していく。準備が整い次第、移行していきたい。</p> <p>障害者基幹相談支援センターができたことでの、地域生活支援拠点の考え方については、議論が必要と考えている。</p> <p>○委員質問</p> <p>児童のワンストップ窓口はどのようになるのか。また、窓口の案内だけにならないように、個別ケースのケースワークを行ってほしい。事業所の困り感を聞いてほしい。</p> <p>障害者基幹相談支援センターあり方検討会は、今後どのようになるのか</p> <p>○事務局回答</p> <p>児童に関する相談も、地域福祉課の総合相談係の中で担当課へ丁寧に繋いでいきたい。障害者基幹相談支援センターのあり方検討会は、相談支援体制検討会として、地域福祉課が事務局で、協議会の中に残る予定。</p> <p>○委員意見</p> <p>ワンストップで相談を受けてほしい。たらい回しにならないようにしてほしい。市の直営であるが、民間含めて協働していきたい。</p>
--	---

※全体研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施していません。

5. 実務者運営会議の概要及び開催状況等について

【実務者運営会議の概要】

役割	協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し、検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。 令和2年度は障害福祉計画策定の為の協議会の意見をまとめることが主要な業務であった。また後半は協議会の新しい理念や仕組みを改めて検討をしたが結論にまでは至らず、引き続き令和3年度も協議をすることとなった。
回数	年7回
委員構成	全体会 会長・副会長、個別支援調整会議 コーディネーター・副コーディネーター、くらしを支える連絡会 会長・副会長、相談支援連絡会 会長・副会長、こども支援連絡会 会長・副会長、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、障害者相談サポートセンター
事務局	福祉部障害福祉課

【実務者運営会議の開催状況】

	開催日	内 容
第1回 書面会議	令和2年 6月10日（水） 送付日	・事務局にて、事前に行った、各連絡会等（課題別会議は除く）から出された意見を項目ごとに整理し、実務者運営会議委員に送付。委員は指定した期日までに意見を事務局に提出することで意見交換とした。
第2回 書面会議	令和2年 6月23日（火） 送付日	・第1回で出された実務者運営会議委員の意見を整理し、横須賀市へ提出する体裁の資料（「障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見（案）」）を事務局にて作成。当該資料に対して実務者運営会議委員の委員は意見を事務局へ提出することにより意見交換を行った。
第3回	令和2年 7月9日（火）	(1) 各連絡会及び各会議の活動状況について (2) 令和元年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について (3) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について (4) 令和元年度 横須賀市虐待防止センターへの通報件数、虐待認定件数について (5) 令和元年度 障害とくらしの支援協議会活動報告（案）について (6) 第6期横須賀市障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見（案）について (7) 令和2年度 障害とくらしの支援協議会の取り組み（案）について (8) 第1回全体会の議題（案）について (9) その他
第4回	令和2年 10月13日（火）	(1) 各連絡会及び各会議の活動状況について (2) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について (3) 横須賀市虐待防止センターからの報告について (4) 今後の協議会のあり方について (5) その他
第5回	令和2年 11月17日（火）	(1) 今後の協議会のあり方について (2) その他
第6回	令和2年 1月13日（火）	(1) 各連絡会及び各会議の活動状況について (2) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について (3) 横須賀市虐待防止センターからの報告について (4) 今後の協議会のあり方について (5) その他
第7回 書面会議	令和2年 3月12日（火） 送付日	(1) 協議会委員の任期について (2) 協議会の組織図について (3) 令和2年度第2回全体会の式次第について (4) 協議会のイメージについて (5) 協議会の「夢」について

【実務者運営会議での主な意見、決定事項 及び 活動内容】

(主な意見)

- * 書面会議を含む第1回～第3回の実務者運営会議において、「第6期横須賀市障害福祉計画策定(第2期障害児福祉計画を含む)にあたっての協議会の意見(案)」について、具体的な検討を行い、全体会に提出した。
- * 第4回～第7回にかけて協議会のあり方について検討を行ったが最終的な結論を得ることができなかつたため、令和3年度も引き続き検討をすることになった。そのために協議会委員の任期を延長する検討も行った。

【参考】第6期横須賀市障害福祉計画(第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)策定にあたっての協議会の意見について 提出書類

協議会の意見の体系

1 数値目標		
1-1	入所施設	重度知的障害者入所施設新設
1-2	グループホーム	グループホームの充実
1-3	地域移行	精神科病院からの地域移行の推進
1-4	移動支援	移動支援の充実
1-5	放課後等デイサービス	医ケア児の放課後等デイサービスの充実
1-6	緊急短期入所	緊急短期入所の確保
1-7	相談支援	計画相談支援の充実
1-8	就労支援	就労支援の促進
1-9	地域生活支援拠点等整備	地域生活支援拠点等整備の推進
1-10	発達障害者支援センター	発達障害者支援センターの設置

2 見込み量	
2-1	グループホーム
2-2	居宅介護
2-3	重度障害者等包括支援
2-4	短期入所
2-5	計画相談支援
2-6	移動支援
2-7	地域活動支援センター
2-8	住宅入居等支援事業
2-9	成年後見・権利擁護
2-10	聴覚障害関連

1 数値目標

1-1 入所施設 重度知的障害者入所施設新設・障害児入所施設新設

① **重度知的障害者の入所施設の新設について数値目標として記載する必要があるのではないか？**

重度の知的障害者の生活の場、日中活動の場として重度知的障害者の入所施設新設の必要性があると考えている。ただし、国の考えは入所ではなく地域へという方向性であるので、終の棲家としての入所施設の利用ではなく、地域への移行を踏まえた対策が必要と考える。そのためには地域生活支援拠点等整備の推進（1-8）も重要な課題である。

② **障害児入所施設新設**

市内にある障害児入所施設は地域の施設である。自立した障害児の支援を行う上でも障害児入所施設についても設置が必要と考える。

1-2 グループホーム グループホームの充実

グループホームの充実のために設置数、利用人数の数値化だけではなく、男女比やタイプ別（共有タイプ、サテライトタイプ）の数値目標も必要ではないか？

グループホームは地域で障害者が暮らしていく上でかかすことのできないものである。グループホームの充実のためには設置数、利用人数の数値目標だけにとどまらず、男女ごとやタイプ別の設置数の数値目標等の記載が必要ではないか？これら細やかな目標を設定することにより、現実に即した数値目標が設定できる。

特に女性向けのグループホームが少ない、共有タイプのグループホームが多い現状等があり、利用希望者のニーズを充足できるのか否かは検討の必要があるのではないか？

また、重度の障害者が地域で暮らしていきたいというニーズもある。しかし、現在の国の制度設計は重度の方が地域で暮らしていくための施策が不十分であり、グループホームを考えるにあたっては、数値目標だけではなく障害者の生活の多様性（高齢化、重度化）を含めて考えていく必要がある。

1-3 地域移行 精神科病院からの地域移行の推進

「年間1件程度の地域移行案件をモデルケースとしてとりあげ、行政（保健所含む）、病院、相談支援事業所、関係する事業所等が連携し、協働して地域移行を実現する」、として数値目標化できないか？

モデルケースを取り上げることによって具体的にイメージや課題が明確になる。また単に衣食住の確保だけでなく社会参加をどのように実現していくか、も課題になってくるものと思われる。

1-4 移動支援 移動支援の充実

移動支援について利用目的、対象別の数値目標が設定できないか？

具体的には対象（成人、児童）や目的（通所・通学・余暇）ごとの数値目標が設定できないか？

目的、対象を明確化することにより、明確化された内容ごとの分析や必要な内容について検討できるのではないかと考える。ただし、利用目的の定義、意味が統一的な見解とされているのか？等の検討は必要である。また、数値目標が独り歩きをしないような注意も必要である。

1-5 放課後等デイサービス 医療的ケア児の放課後等デイサービスの充実

医療的ケア児に対応する放課後等デイサービスの設置数について数値目標として設定するべきである。

医療的ケア児のための放課後等デイサービスを増やしてほしいというのは保護者の希望である。目標数値として挙げられている数値は今計画中にクリアされているが、継続的に数値目標として設定を行い、充足させるべきである。その際は、実態について把握に努め分析が必要と考える。

1-6 緊急短期入所 緊急短期入所の確保

緊急入所相当の対応について数値目標として設定できないか？

障害児者の生活にとっては、どうしても緊急な対応が必要な場合がある。緊急時の対応については重要な課題と認識している。障害児者、家族に関わる関係者にとって「緊急時の短期入所先が確保されていることが障害児者、家族にとってどれだけ安心であるか」、という共通認識は必要であると考ええる。

障害者ごとの緊急時の短期入所ができる場所があれば理想的である。

既存の短期入所を有効活用するのであれば、短期入所のための行政のケースワーカーや相談支援専門員の短期入所のコーディネート力を高める必要がある。

令和2年度からの新しい緊急時の加算の仕組みについてもぜひ推移を見守って3年後の計画策定時にも考察したい。

緊急入所について数値化することで、市の考え方を明確化することができる。何をもちて緊急であるのか？という共通認識は必要であると考ええる。

1-7 相談支援 相談支援の充実

(1) 相談支援事業所の設置数を数値目標に設定するべきではないか？

実態の伴わない数値目標では無意味である。

計画移行待機者が多数いることは事実であり、相談支援事業所の増設は必要である。ただし、増設のためには何が必要であるのか？等の具体的な検討が必要である。

(2) 委託相談支援事業所の設置数を数値目標に設定するべきではないか？

地域包括支援センターの設置数を考えると地域における障害福祉の充実のためには、まだ充足が必要である。地域包括支援センターと同数程度の委託相談支援事業の設置数は必要ではないか？なお、検討が必要な地域は、浦賀地区ではないか、と想定している。

(3) サービス等利用計画の計画数を数値目標に設定するべきではないか？

サービス等利用計画への待機者（現在セルフプラン利用者のうちサービス等利用計画の待機者）が多く存在すると想定される。これら待機者のニーズを解消するためにサービス等利用計画の計画数を目標数値として設定するべきではないか？

1-8 就労支援 就労支援の促進

福祉施設から一般就労への移行について引き続き数値目標として設定するべきである。ただし数値の見直しは必要である。

1-9 地域生活支援拠点等整備 地域生活支援拠点等整備の推進

地域生活支援拠点等整備の充実が地域生活の要となる。引き続き数値目標として設定するべきである。

地域生活支援拠点等整備については未だ議論途中のものもあり、引き続き検討するべきものである。また市内相談支援体制との連携、グループホームの設置数等とも密接につながる内容であり、引き続き数値目標として設定するべきである。

また地域生活支援拠点等事業として整備するべき5項目について、スケジュール等どのように整備していくのか?等について具体的に考えていく必要がある。

1-10 発達障害者支援センター 発達障害者支援センターの設置

市内に発達障害者支援センターを1か所設置するべきである。

多くの課題をもつ発達障害者への支援を充実させるためには、中核市としての独自に横須賀市において発達障害者支援センターを設置するべきである。

また、圏域の発達障害者コーディネーターや、委託相談支援事業所の支援内容等既存の仕組みを十分に検討した上で検討を行うべきである。

2 見込み量

2-1 グループホーム

グループホームの見込み量は毎年20名ずつ増加させるべきではないか?

特に女性用のグループホームの見込み量を記載する必要があるのではないかな?

2-2 居宅介護

①行動援護に関する見込み量を増加させるべきではないかな?

従来移動支援で行われていた、多くの行動障害の方への支援を行動障害での支援とするために行動障害としての見込み量を増加させるべきではないかな?行動援護に関する見込み量を増加させることは、行動援護の福祉サービスを提供できる事業所を増設する契機となるのではないかな?

②居宅介護の見込み量を検討するにあたって、障害者本人の高齢化、親の高齢化による身体介護、家事援助の時間数増加について考慮する必要があるのではないかな?

障害者本人の加齢に伴う障害の重度化、それに加え家庭内介護の主流を占めている親の高齢化により、親子共倒れになる危険性が高くなっている。今後はヘルパーによる身体介護、家事援助の時間数を相当見込まなければならないと考える。

2-3 重度障害者等包括支援

平成27年度より見込み量0となっている。今後も0のままであるのかな?

0のままというのは何か理由があるのではないかな?また、本来は当該サービスの対象者である方は他のサービスを代替して利用しているのではないかな?これらの分析が必要なのではないかな?

2-4 短期入所

短期入所の見込み量を計画上記載し、現実に即した拡充を目指すべきである。

短期入所の待機者や希望されても断っている人数の積み上げが必要なのではないかな。また平等な短期入所の利用方法を模索する必要があるのではないかな?

2-5 計画相談支援

計画相談支援に従事する相談支援専門員の必要な人数と事業所数の見込み量が必要ではないかな?

2-6 移動支援

移動支援の見込み量に65歳以降の高齢者の需要も加算するべきではないかな?

介護保険制度には移動系のサービスがない。余暇外出等人間的な生活の充足のためには65歳以降の高齢者であっても移動支援の利用について積極的に検討するべき課題ではないかな?

2-7 地域活動支援センター

制度に馴染めない、あるいは制度の狭間の障害者にとって地域活動支援センターの存在意義は明らかである。その役割は他の福祉サービスにはないものである。そのために見込み量の考察は必要である。

2-8 住宅入居等支援事業

住宅入居等支援事業に関して民間事業者と連携がとれるのであれば見込み量として数値をいれることは可能ではないかな?

数値の記載がなく「-」ということは実施する見込みがないということなのかな?

2-9 成年後見・権利擁護

理解促進・研修啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援制度がいずれも実施となっているが、これらについては具体的な数値をいれるべきではないかな?

2-10 聴覚障害関連

手話奉仕員養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の数値はそれぞれ「0」となっている。削除するべきではないかな?

6. 基幹相談支援センター検討会の概要及び開催状況等について

【基幹相談支援センター検討会の概要】

役割	基幹相談支援センター検討会は、令和2年度末までに、基幹相談支援センターの設置に向けた協議を、集中的に行うことを役割とする。
回数	年2回
委員構成	全体会会長・副会長、実務者運営会議委員長・副委員長、個別支援調整会議コーディネーター、くらしを支える連絡会会長、相談支援連絡会会長、こども支援連絡会会長、障害者相談サポートセンター、横須賀市障害関係施設協議会、横須賀市障害者施策検討連絡会、就労関係機関（よこすか就労援助センター）
事務局	福祉部障害福祉課

【基幹相談支援センター検討会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	令和2年8月20日 (木)	(1) 基幹相談支援センター 開設に向けての現状について (2) 相談支援事業所へのアンケート結果について (3) 今後の対応について (4) その他
第2回	令和3年3月16日 (火)	(1) 障害者基幹相談支援センターについて (2) その他

【今年度の取り組みについて】

令和2年度は基幹相談支援センター設置に向けて、昨年のお話し合いを受けて、市が具体的に動く重要な時期であった。

民間委託を行うべくプロポーザル方式による募集を行ったが応募がなく、その対応と最終的に市が直営で設置することをめぐって2回本検討会を開催した。

第1回では、基幹相談支援センターを民間委託を行うべくプロポーザル方式による事業所募集を行ったが応募がなかったことについて説明した。また、その原因究明のため実際応募可能であった指定特定相談支援事業所にアンケートをおこない、その結果について報告を行った。

意見としては「昨年度議論を積み重ねたが、市への不信感は拭えない」「本日の会議の意味がわからない。」「市直営という考えはないのか?」「直営を反対したとは認識していない」「昨年度は、民間中心でオールよこすかで行いたいと考えていた。」「開設自体をなくすことはできないのか?」

等様々な意見が提出された。

第2回では、アンケート結果、法人への直接ヒアリング等の結果を踏まえ直営で基幹相談支援センターを設置する旨について説明を行った。委員からは「市民にも広く周知するべきだ。」「障害福祉サービスの事業所からの相談は受けないのか?」「きちんと基幹が運営されているのかを一緒に考えていきたい」「基幹専用の電話を設置するべきだ。」「障害福祉課と地域福祉課と別々になることで情報の分断が懸念される。」「基幹としてワンストップで受ける仕組みをつくり、それをサポセンや障害福祉課につなぐ仕組みを整理するべき」等多くの意見がだされた。

7. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【個別支援調整会議の概要】

役割	個別支援調整会議は、個別事例を扱うことのできる会議である。 障害者相談サポートセンターの相談支援専門員と市障害福祉課のケースワーカーが対応困難事例、人権擁護に関わる事例等について、具体的な対応を協議することを目的とする。
回数	年6回 ※偶数月原則第3水曜日に開催
委員構成	田浦障害者相談サポートセンター、久里浜障害者支援センター ゆんるり、衣笠障害者相談サポートセンター相談室「あすなろ」、チームブルーよこすか障害者相談サポートセンター、ぴーす・とーく障害者相談サポートセンター
事務局	福祉部障害福祉課

【個別支援調整会議の開催状況】

偶数月の第3水曜日に開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、令和2年4月、6月は中止とした。

その後、年4回開催（8月から偶数月の第3水曜日）を予定していた。しかし、個別支援調査委員会は、グループワーク中心の会議となり三密を避けることが難しい内容となっているため令和2年度は中止とした。

8. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【くらしを支える連絡会の概要】

役割	くらしを支える連絡会は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	年3回
委員構成	障害者相談サポートセンター、短期入所事業所等、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、地域福祉関係機関（横須賀市社会福祉協議会）障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、居宅介護事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀グループホーム連絡会、医療機関、学識（神奈川県立保健福祉大学）、健康部保健所健康づくり課、横須賀市児童相談所
事務局	福祉部障害福祉課

【くらしを支える連絡会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	令和2年5月1日 (書面会議)	●第6期横須賀市障害福祉計画への意見提出について ●今年度のテーマについて (新型コロナウイルスによる支援への影響をどのように乗り切るか)
第2回	令和2年9月18日	●コロナ禍の取り組みについてアンケート結果のまとめ ●活動企画に向けての協議
活動企画		中止
第3回	令和3年2月18日 (ZOOM会議)	●今年度のまとめ ●来年度に向けての協議

【今年度の取り組みについて】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で過去に例のない非常時となっている今、支援の困難さや各事業所が取り組んでいる対策などを共有していく。オンライン会議や委員の分割や選抜を検討し、進め方を工夫しながら、基本的には例年通り連絡会の中でグループ討議を通して行う。

第1回 今年度のテーマについて

新型コロナウイルスによる支援への影響をどのように乗り切るか

- i) 障害のある人のくらしを支えるうえでの困難さ
 - ・感染リスクを理解することや自身で予防対策を徹底すること。
 - ・障害サービスの利用を継続するかの判断。
 - ・体調不良の際に自身で訴えることや症状を説明すること。
 - ・家で過ごすことが苦手で状況を理解することが難しい方の支援。
 - ・自粛等の影響でGHの日中と週末を支えるヘルパーが必要になったがスタッフ数が足りずオーバーワーク気味で乗り切る感じになっている。
 - ・訪問先へ伺うスタッフは自分がコロナを持ち込んでしまわないように対応してはいるものの、もしものことを考えてしまうと心理的なストレスになっている。
 - ・利用者が不安定、ストレスが溜まっても発散場所がない。
 - ・GH側から外出を禁止されたが本人ルールがわからず通所先に行ってしまう通所先が困ってしまう。
 - ・自粛で会えないことを伝えると支援者が会いたくないと捉えられてしまう。
- ii) 知恵と工夫の共有
 - ・他の施設の管理者や職員と電話、メールやFAXで情報交換している。普段のネットワークづくりが非常に役立っている。
 - ・面談・訪問の中止(緊急時以外)。電話相談へ切り替える。電話で不安が軽減できるよう丁寧な対応を心掛けた。交代勤務の実施。
 - ・突然の来所者への体温の確認。手指消毒。短時間にしてもらう。
 - ・GH、通所事業所、ヘルパー事業所が同じ法人内にあるので自粛で縮小している通所のスタッフに

ヘルパーをお願いしGHへ応援に行っていた。

・コロナの現状が続いていく中で新たな対応が必要。障害者にもできそうなオンラインでの対応を考えてもいいのではないか。

第2回 コロナ禍の取り組みについて—アンケート結果のまとめ

開催案内と同時にアンケートを送付したが今年度、初めての対面での会議であったため出席した委員全員にひと言ずつ発言してもらうこととした。(以下、意見の抜粋)

- ・居場所がなくなった時の居場所について検討が必要かと思った。コロナ禍の中で防災意識は高まったのは良かったと思っている。
- ・インターネットを通じたやり取りが増えたことで遠方の人とも情報共有が出来た。対面でのやり取りの重要性を感じた。
- ・利用者の外出機会が激減した。それに伴い運動機能や ADL の低下を招いた。その中でも衛生に関して意識が高まったのは良かった。
- ・職員の体調管理や調子が悪ければ休むという意識が高まった。
- ・緊急事態宣言中は面接や訪問を中止し電話での対応のみ行っていた。日頃の信頼関係がこういう時に影響すると感じた。
- ・短期入所は1か月自粛をした。家で過ごさなければならぬことに対して難しい方も居て手を差し伸べられないことに対して苦しい思いもあった。
- ・多くの方が集まる中でどうソーシャルディスタンスを確保するかを考えながら行った。結果的に小グループでの対応としたが、人件費がかさむようになった。
- ・この状況下での地域活動の難しさを感じている。生活困窮による貸付制度の相談も増えた。10年分くらいをこの1年で貸し付けた計算となる。
- ・クラスターが発生することへの恐怖を抱えながら職員は支援をしていた。通所や短期入所を断ることについて、職員間の意見の食い違いがありぶつかることもあった。
- ・外に出られないことに対して不満を抱える利用者さんがいた。ボランティアも中止したため、その部分が職員の負担となり、職員の負担がより増えた。通所や外泊がないことで施設の収入は増えた。
- ・在宅ワークについてのノウハウがなく、大変だった。通所も閉じたが利用者のストレスや家族の負担は多くなった。
- ・元々家に居るのが難しいという方がデイケアに来ていたので、来られないことでストレスは与えてしまった。調子を崩したり職を失ったりした方もいた。
- ・プール開放を行い地域交流が出来た。利用者のストレスを見つけられた。
- ・ウィルスと共存していくことが大切と考え基本的にイベント以外は通常通り行っていた。
- ・当事者の集まりを中止。現在は再開しているが、人と繋がれることの大切さを改めて実感した。
- ・自殺に関する相談件数は増えていて特に経済困窮によるものが多い。生活保護の相談件数も増えている。また福祉従事者の心の相談窓口もあり、保健所のHPに載っているので是非活用して欲しい。

各事業所での大変さを共有するとともに新たな強みにも気づくこともできた。今できることをやるしかないと思っている。今後も流れに合わせて模索していくという‘状況判断’をしていくことが福祉には求められている。マニュアル化出来ないことが多いため、このように意見交換をすることで活用出来たら良い。支援者が少しでも元気になれると良い。

活動企画については感染リスクのあることは避けるべきという意見やオンライン開催にあたり通信環境が整わないという事業所もあり今年度は中止の方向。

第3回

当初議題としては、今年度のまとめとしていたが感染拡大を受け前回の会議より新型コロナウイルスにまつわる支援環境も変化していると思われるため引き続き『コロナ禍の支援について』という内容とした。委員全員にひと言ずつ発言してもらうこととし、質問等の出た内容について議論した。(以下、意見の抜粋)

i) 現状の情報共有

- ・周囲に濃厚接触者がいた場合、結果が出るまでサービスが利用できないため困ったケースがあった。

また、その状況を周囲に相談できないという課題もあった。

- ・不要不急の面接、外出は控えているが個々の事情により‘緊急’の線引きが難しい。
- ・コロナ禍に限らずだが障害者個人というより家族単位での複雑な相談案件が多い。
- ・職員のワクチン接種が始まるが接種を拒否する職員もいる（特に若い職員に多い）。強制ではないため難しい問題がある。ワクチンを受けない職員に対するハラスメント（業務の押し付けなど）も顕在化してきている。
- ・コロナが怖くて外出できなくなったGH入所者がいるため職員が24時間体制で支援をしている。週末、自宅で過ごしたい方に関しては車での移動のみ許可している。
- ・当事者団体は活動場所の確保ができないことなどもあり1年間活動ができていない。
- ・高齢のご家族が抱える不安などもあると思うが会えていないので情報集約もできない。コロナ禍であるが故に施設職員、入所者ともに健康管理が徹底され体調崩す人も少なくなっている。
- ・短期入所、日中一時支援について利用者は1、2割程度が利用自粛。2回目の緊急事態宣言なのである程度、前回に比べ対応もわかっていきているため『制限』ばかりではなく対策を講じるどころと支援が必要な場面の見極めができ多少、柔軟になってきている。
- ・病院ではオンライン面会など新しい試みを取り入れた。

ii) 他事業所に聞いてみたいこと

- ・孤立しない支援の工夫はあるか。
⇒企画書の段階だが身体障害者の若い方が集まるグループのメンバー同士が手紙を送り合い、それを集約して記事にすることでお互いの安否を確認するという試みを考えている。またZOOMの活用についても検討している。
- ・マスクの着用拒否がある方の対応はどうしているか。
⇒院内放送を流すことで意識付けしている。
職員の総意でアイデアを出しながら個別支援計画を立て衛生面の課題を強化している。みんながマスクをしていれば周囲を見て‘自分もやるものかな’と学習している印象もある。
- ・单身の方が在宅で陽性になった場合の対策のアイデアはあるか。
⇒保健所との連携や情報共有が支援者の役割になるかと思う。
- ・引きこもりになり長期で在宅になってしまったケースの支援をどうするか。
⇒家族が高齢なこともあり家族の意向で通所できていない方には支援が届きにくい。家族が決めたことに対して職員はなにもできないとってしまう。「必要な時には連絡して」と伝えるなど電話で安否の確認などを行っている。繋がれるところで繋がっていければと思っている。常日ごろからの信頼関係が大事だなと思う。

コロナ禍においては個人と社会の状況との折り合いをつける場所が見つからないという状態が続いている。今後も、ひとりひとりが不安に感じない感覚を目指しベストはないがベターな状況はないかと考えていかなければいけない。今回の会議では意見をひとつにまとめるのではなく緊急事態宣言下で情報を共有するという目的が達成できた。日々状況が変わると思うが、またみなさんと共有できればと思う。

9. 相談支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【相談支援連絡会の概要】

役割	相談支援連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図ることを目的としている。 平成30年度からは、「相談支援事業所の情報共有」、「相談支援専門員の必要な知識や技術の向上」、「地域課題の抽出及び集約のための意見聴取」などを主な目的としていくため、相談支援事業所のみでの委員構成とし、市内全ての相談支援事業所に委員として参加していただくなど、内容や委員構成を一部変更した。
回数	年1回
委員構成	障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所
事務局	福祉部障害福祉課

【相談支援連絡会の開催状況】

(年4回 開催予定)

	開催日	内 容
第1回	令和2年5月 書面会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度 活動内容の振り返り ● 令和2年度 活動内容(案)について ● 令和2年度 研修会と勉強会のアンケート調査
第2回	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、会議は未開催。 市内相談支援事業所を対象に実態把握と課題抽出のために、「横須賀市相談支援事業所状況調査 2020」を依頼。 ※R3年2月中旬に締め切り、データを集計中。
研修会 ①	令和2年 1月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ● 映像視聴研修 神奈川県発達障害支援センター公開講座「発達障害の理解と支援～大人の発達障害の理解と関わり方について～」昭和大学附属烏山病院 太田晴久医師 ※原則、相談支援連絡会委員を対象とする。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期。
研修会 ②	令和3年3月 予定	※新型コロナウイルス感染拡大の影響や講師との調整がつかず、延期。

【令和2年度の取り組みについて】

令和2年度は年4回の会議開催と、情報共有の場として情報交換会を同日程で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響でグループワークを伴う会議開催は困難であると判断し、中止とした。また、相談支援専門員の勉強会もグループワークの対応となるため中止とした。研修会は、昨年度は開催延期となったため、感染防止対策をした上でIT等を活用して開催を予定していたが、やむを得ず延期となった。

9月、1月、3月開催予定の会議は実施できていないが、会長、副会長、事務局と検討し、相談支援事業所を対象に実態調査を行った。今後も実態把握や課題抽出に努めていきたい。

【令和元年度の活動の成果】

令和元年度は年4回の開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で第4回連絡会、2月開催予定であった研修会は中止とした。各回では同日程で情報共有の場として情報交換会を開催している。また、相談支援専門員の質の向上のための勉強会を開催した。その他、地域課題の抽出及び集約のための意見聴取の場、基幹相談支援センター開設に向けた情報共有や意見提出の場を設けている。第2回「基幹相談支援センターについて」グループディスカッションの結果は、基幹相談支援センター検討会に報告している。勉強会では「モニタリングについて」のグループディスカッションを行い、サービス加算取得のための工夫、業務量の負担、個別のケース対応の課題など、事業所ごとの取り組みを共有することができた。なお、2月開催予定であった研修会は中止となったが、令和2年度においても同様のテーマで開催することを検討したい。

10. こども支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【こども支援連絡会の概要】

役割	こども支援連絡会は、障害のある児童の支援に係る基本情報の作成、その活用方法やその効果の検証を行うとともに、関係機関の役割の調整を行うことにより、地域の教育と福祉と家庭の連携や支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	年3回
委員構成	障害者相談サポートセンター、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、横須賀市立養護学校、居宅介護事業所、児童系サービス事業所、障害当事者・家族（障害者施策検討連絡会）、横須賀市療育相談センター、横須賀市児童相談所、こども育成部こども家庭支援課、こども育成部こども健康課（南健康福祉センター）、教育委員会学校教育部支援教育課
事務局	福祉部障害福祉課

【こども支援連絡会の開催状況】

令和2年度：年3回開催（6月、10月、2月を予定）

	開催日	内 容
第1回	令和2年6月 書面会議での開催	● 令和2年度 活動内容（案）について
第2回	令和2年 10月19日（月）	● 支援級との連携について ● コロナウイルスの影響について
第3回	令和3年3月 書面会議での開催	● 今後の障害とくらしの支援協議会について

◇サポートブックの周知説明会、主にサポートブックの情報登録者を対象とした情報交換会や支援会議の開催については、コロナウイルスの影響で今年度は開催ができておりません。

【令和2年度の取り組みについて】

（1）サポートブックの作成と活用（サポートブック推進事業）の本運用を段階的に実施するための取り組みを引き続き行います。

＜令和元年度の取り組みから見えた課題＞

- ◇ 更新作業のフォロー体制の整備と拡充
- ◇ 活用場面の積み上げ
 - * 面接時や計画作成時の基礎資料としての活用
 - * ライフステージが移行する時の引き継ぎ資料としての活用
 - * 障害基礎年金の申請時の基礎資料としての活用
 - * 支援会議における基礎資料としての活用
（本人・保護者の願いの反映と支援方針の共有化）
 - * サポートブックの活用漏れ

◇ 周知先の拡大や働きかけの強化（医療機関、支援級、児童通所事業所など）

＜サポートブックの本運用の展開（方向性）＞

- ◇ サポートブックの周知のための説明会の開催（保護者・支援者向け）
 - ⇒ ひまわり園・特別支援学校（所属機関ごと）の保護者会などで説明会を開催
 - ⇒ 障害児通所支援事業所を利用している児童の保護者向けの説明会を開催
 - ⇒ 支援者向け（障害児通所支援事業所の職員、学校の教員など）の説明会の開催
- ◇ サポートブックの活用のための情報交換会（勉強会）の開催（保護者・支援者向け）
 - ⇒ 主にサポートブックの情報登録者を対象とした情報交換会を開催
- ◇ サポートブックをツールとして活用した支援会議を開催
 - ⇒ サポートブックに記載されている「本人・保護者の願い」「日常生活のちからの記録」等の情報を活用して、支援計画の作成・見直し、支援の方向性の共有化を行う
- ◇ サポートブックの「更新や見直しの効果」「活用場面」などの継続的な評価と数年後の事業の見直し（評価を踏まえた上での改良）に向けた検証

(2) 障害のある児童に関する課題を吸い上げ、その課題について協議するとともに、実務者運営会議や全体会へ報告していきます。

- ◇ 障害のある児童に関する地域の課題について、テーマを決めて意見交換を行い、協議会として取り組むべき課題として抽出し、実務者運営会議や全体会へ報告していきます。
⇒今年度はトライアングルプロジェクト、その中でも教育と福祉の連携に焦点をあてて第2回こども支援連絡会で意見交換を行いました。

【サポートブック推進事業スケジュール】

10月	19日	☆こども支援連絡会（第2回）において、本運用のスケジュール・進捗状況の確認と検証
11月	25日	◇市立養護学校中学部3年生保護者向け説明会（説明と配布）
12月	25日	◇ 武山養護学校タウンミーティングにて周知 中止

11. 短期入所のあり方検討プロジェクトの概要、 開催状況及び活動成果等について

【短期入所のあり方検討プロジェクトの概要】

役割	保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりを検討することを目的とした課題別会議である。
回数	年2回 ※ワーキング1回
委員構成	短期入所事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所、障害者団体、行政機関
事務局	福祉部障害福祉課

【短期入所のあり方検討プロジェクトの開催状況】

令和2年度は、プロジェクトを年3回開催（5月末、10月、2月）ワーキングを適宜開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からスケジュールを変更せざるを得なかった。

	開催日	内 容
第1回 プロジェクト	令和2年 7月20日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和1年度 活動内容の振り返り ● 令和2年度 活動内容（案）について ● 緊急短期入所等受入処遇費扶助について ● その他
第1回 ワーキング	令和2年 10月28日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所ワーキングと短期入所事業所臨時会の位置づけの確認 ● 新型コロナウイルス感染症の影響について ● 緊急短期入所加算と緊急短期入所等受入処遇費扶助の事例 ● 共通アセスメントシートについて ● その他
第2回 プロジェクト	令和2年 11月26日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所事業所ワーキングの報告について ● 新型コロナウイルス感染症の影響について ● 今年度の短期入所在りかた検討プロジェクトについて ● その他の課題について（意見交換）

【令和2年度の取り組みについて】

令和2年度のプロジェクト会議は年3回、ワーキングを連絡会（仮称）とし年3回（5月末、10月、2月）、緊急時の受け入れ対応に関する臨時会議を必要時、実施予定だった。

プロジェクトは3回予定だったが2回実施、ワーキングは、2回予定だったが1回の開催となった。プロジェクトは第1回を7月20日、第2回を11月26日に開催し、ワーキングの報告・確認や新型コロナウイルス感染症の影響の共有等を行った。

ワーキングは、第1回を10月28日に開催し情報共有、短期入所利用調整や令和2年度から適応される緊急短期入所等受入処遇費扶助について確認、臨時会の位置づけを確認した。第2回は令和3年2月に開催予定だったが、コロナウイルスの影響のため延期とした。令和3年度については、引き続きアセスメントシートの活用方法の検討や、改定の検討の検討を行いたい。

12. 移動支援のあり方検討プロジェクトの概要、 開催状況及び活動成果等について

【移動支援のあり方検討プロジェクトの概要】

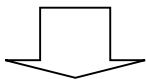
役割	圏域内の移動支援に関する考え方のすり合わせやより適切な移動支援のあり方を検討することを目的とした課題別会議である。
回数	年3回（送迎ワーキング1回）
委員構成	移動支援事業所、児童通所系サービス事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所、障害者団体、教育関係機関、行政関係機関
事務局	福祉部障害福祉課

【移動支援のあり方検討プロジェクトの開催状況】

	開催日	内 容
第1回 プロジェクト	令和2年 8月6日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ● 座長・副座長の選出 ● 令和元年度 活動内容の振り返り ● 令和2年度 活動内容（案）について ● その他
第2回 プロジェクト	令和2年 10月27日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ● 通所や通学に関する実態把握について ● その他
第1回 ワーキング	令和2年 12月24日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の進め方について ● その他
第3回 プロジェクト	令和3年1月 （書面会議）	<ul style="list-style-type: none"> ● 通所送迎ワーキンググループの報告について ● 令和3年度の取り組みの検討について ● その他

【令和2年度の取り組みについて】

- 1 通所施設への更なる調査の検討・生活介護事業所 ヒアリングの継続
生活介護事業所への調査結果を踏まえて、数か所の事業所に対して、直接事業所を訪問し実態を把握する。また生活介護以外の事業所への調査等も検討を行う。
- 2 送迎に関する新たな制度の検討
生活介護事業所への調査結果を踏まえて、実情に合わせた制度の検討を行う。
具体的には市から制度の提案を行い、プロジェクトメンバーで検討を行う。
- 3 通学に関する実態把握継続
各養護学校へのヒアリング等を実施し、実態把握に努め、移動支援以外の障害児の「移動」に関する方法を模索する。



以上のことから、今後のプロジェクトは以下のようにすすめていくのが効率的である。

- 1 行政による実態把握の継続 + 制度案設計の提案
 - 2 「移動支援のありかた検討プロジェクト」メンバーによる分析、意見
 - 3 プロジェクトの意見による制度案の修正
 - 4 行政による予算化
- ※ ただし、新たな制度には当然、財源の問題が生じる。例えば、新たな施設送迎の制度をつくるのであれば、その分、移動支援をどう見直していくのか？という問題が生じる点も議論していく。
- ※ 調査の過程ででてきた意見、複数事業所で送迎を協力して行う等民間事業所の創意とアイデアも積極的に活用していく。

【令和3年度の取り組み・進め方について】

1 送迎に関する新たな制度の検討

令和2年12月に、送迎に関する新たな制度の検討をスムーズに行っていくために、生活介護事業所や放課後等デイサービス事業所、移動支援事業所等のメンバーで構成する通所送迎ワーキンググループ（事務局は障害福祉課）を設置した。

令和3年度は、このワーキンググループを中心に、特に送迎の課題として見えている「人員」、「車両」、「送迎の範囲（距離）」の問題について、他自治体の先行事例や取り組みを参考にしながら、意見や知恵を出し合い、より具体的な議論を進めていく。

なお、ワーキンググループでの検討経過については、随時、移動支援のあり方検討プロジェクトの本会議に報告し、内容を検討していく。

2 通学に関する実態把握

令和2年度中は、新型コロナウイルスの影響もあり、市立養護学校のみヒアリングを行った。令和3年度は、他の養護学校へのヒアリング等を継続していく。そのうえで、実態把握に努め、移動支援以外の障害児の「移動」に関する方法を模索する。

令和2年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

＜参考資料＞

1. 協議会の設置要綱

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

平成20年8月1日

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議によって組織する。

2 全体会は、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の組織に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

3 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を全体会に報告する。

- (1) 障害児者等の支援に係る情報交換に関すること。
- (2) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。
- (3) 課題別会議で協議する課題の設定に関すること。

4 つながり創り連絡会は、次の各号に掲げる連絡会で構成し、それぞれ当該各号に掲げる事項について協議し、それらの結果をそれぞれ実務者運営会議に報告する。

- (1) くらしを支える連絡会 地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握、有効活用等、具体的なサービス提供のあり方について
- (2) 相談支援連絡会 相談支援機関の役割分担等の地域の相談支援体制のあり方及びサービス等利用計画等の効果的な推進方法について
- (3) こども支援連絡会 児童期におけるライフステージに応じた適切な支援を行うために、教育、福祉及び家庭の連携並びにサポートブックの活用の推進について

5 個別支援調整会議は、具体的な困難事例について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

6 課題別会議は、つながり創り連絡会及び個別支援調整会議から報告された課題のうち特に協議すべきものと実務者運営会議で定めたものについて協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

(全体会)

第3条 全体会は、委員25人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、市長が指名する職員、市長が別に定める関係機関、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

3 全体会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 全体会に会長を置き、全体会の委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実務者運営会議)

第6条 実務者運営会議の委員は、市長が別に定める関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうちから会長が指名するものをもって組織する。

第7条 実務者運営会議に委員長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、委員長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

(つながり創り連絡会)

第8条 暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会及びこども支援連絡会の委員は、市長が指名する職員、市長が別に定める関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

第9条 暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会及びこども支援連絡会にそれぞれ会長を置き、暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会又はこども支援連絡会の委員がそれぞれ互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会及びこども支援連絡会の委員の任期、会長の職務及び暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会及びこども支援連絡会の会議について準用する。

(個別支援調整会議)

第10条 個別支援調整会議の委員は、相談支援事業者及び福祉部障害福祉課に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するものをもって組織する。

第11条 個別支援調整会議にコーディネーターを置き、個別支援調整会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、個別支援調整会議の委員の任期、コーディネーターの職務及び個別支援調整会議の会議について準用する。

(課題別会議)

第12条 課題別会議の委員は、市長が指名する職員、市長が別に定める関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

2 課題別会議の委員の任期は、実務者運営会議で設定された課題別会議の課題を協議するために必要な期間（3年を上限とする。）とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 課題別会議に委員長を置き、課題別会議の委員が互選する。

2 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、課題別会議の委員長の職務及び課題別会議の会議について準用する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定（第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。）にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2. 協議会の傍聴に関する要領

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会は、個別支援調整会議を除き、原則として公開とする。

- 2 協議会の公開の対象となる会議（以下「会議」という。）は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会及び課題別会議とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会議の検討内容等で個人情報を取り扱う場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合には、会議の長の判断により、これを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として5人とする。

- 2 傍聴の申し込みの受付は、会議の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、10分前に締め切るものとする。
- 3 傍聴を希望する者が第1項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

- 2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議の長が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

別記様式（第4条第1項関係）

No 横須賀市障害とくらしの支援協議会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 事務局

(横須賀市民生局福祉部地域福祉課)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL. 046-822-8144 FAX. 046-827-8158

e-mail : kikan@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>



令和3年度 横須賀市 障害とくらしの支援協議会について

1. 今年度の取り組み

令和2年度中に協議会体制に関する議論ができなかったため、令和2年度第2回全体会にて、委員任期の延長について会長一任事項とする旨ご同意いただきました。そして会長含め、協議会の運営管理を務める実務者運営会議にて、協議会内、すべての委員任期を1年延長とすることを決定しています。(令和4年度からの次期委員任期は障害福祉計画の策定期間に合わせて2年間。)

現在、実務者運営会議にて、より活発な議論のできる協議会体制について協議を進めています。

2. 実務者運営会議での協議経過

	開催日	内 容
第1回	令和3年5月7日	・協議会、委員任期の延長について(半年延長/1年延長) ・協議会体制検討のスケジュールについて ・協議会の目的と組織体制について
第2回	令和3年6月23日	・協議会の組織体制について
第3回	令和3年7月21日	・協議会の役割について ・協議会の進め方
第4回	令和3年9月15日(予定)	・協議会の組織体制について

【第1回】

協議会委員任期の延長について、半年延長と1年延長の2案で検討を行いました。委員任期については1年延長としながらも、令和4年度以降の協議会体制については、実務者運営会議で半年を目安に議論を行っていくこととしました。

委員から協議会の方向性についての提案をいただき話し合いを進めました。

【第2回】

事務局から協議会の組織体制の提案がありましたが、まずは協議会自体の目的や各連絡会の役割について明確にしていくことが、様々な関係機関が参加する協議会には不可欠であるという結論に至りました。

【第3回】

協議会目的や役割を明確にしつつ、目的や役割をもとに協議会をどのように運営管理していくのかについて協議を行いました。また、実際の組織体制については、実務者運営会議委員が課題抽出を行い、それを基に、検討部会等の構成について検討することといたしました。

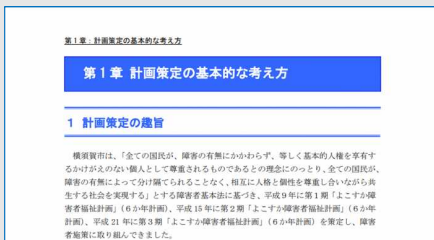
よこすか障害者計画

【第6期横須賀市障害福祉計画及び 第2期横須賀市障害児福祉計画を含む】

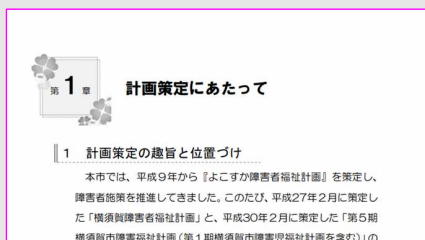
令和3年（2021年）8月23日（月）

【今回の計画の特徴】

（1）すべての人が読みやすい表記に



前回（H27）



今回

- 文字を大きく
- 文章を短く
- 簡単な表現

（2）幅広い障害者の声を障害者計画に反映

アンケート調査や障害とくらしの支援協議会での議論を重視

【アンケート調査】

（1）調査対象

各種障害手帳及び指定難病受給者証所持者

（2）調査期間

令和2年6月8日から令和2年6月30日

（3）調査方法

調査対象の約3割（無作為抽出）へ郵送配布・回収

（4）有効回答数

1,504件（回収率 約56.0%）

【計画の構成】

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 障害者を取りまく現状
- 第3章 計画の基本理念、施策の体系
- 第4章 障害児や障害者に関する施策の展開
- 第5章 数値目標
- 第6章 障害福祉サービス等の見込量
- 第7章 計画の推進体制等

1章 計画策定の趣旨

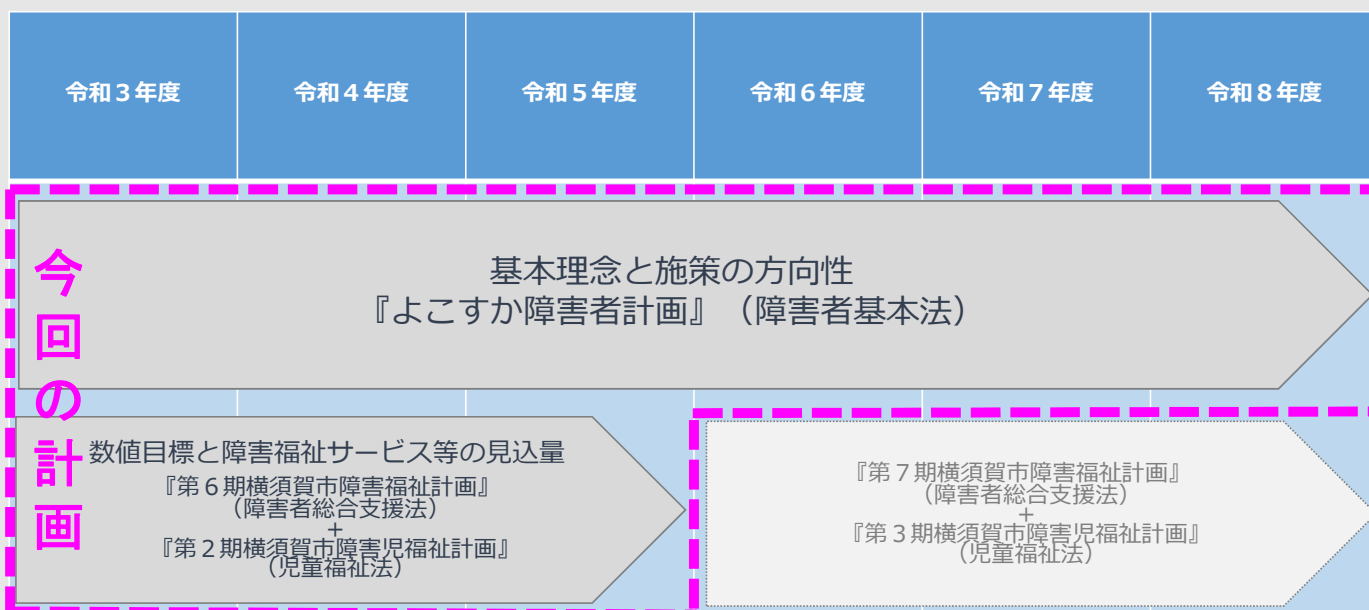
(1) よこすか障害者計画

市民、関係機関、事業者、行政が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針を定める

(2) 横須賀市障害福祉計画及び横須賀市障害児福祉計画

障害児者へのサービス提供基盤の整備等のために、令和5年度末における数値目標の設定と、各種サービスの必要量の見込みを行う

1章 計画策定の趣旨



2章 障害者の状況

(1) 身体障害（身体障害者手帳）	13,358人
(2) 知的障害（療育手帳）	3,355人
(3) 精神障害（精神障害者保健福祉手帳）	4,077人
(4) 難病（国の定める333疾病に該当する方）	2,912人

※注：特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者

※ 横須賀市で（1）から（3）の障害認定を受けている人は約2万人
（そのうち1万人は身体障害のある高齢者）

・ 住民基本台帳人口 398,508人

（いずれも令和2年4月1日現在）

3章 計画の基本理念

(1) 基本理念

住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまち

(2) 6つの施策分野の展開

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 地域生活支援の充実 | ② 働く場・活動の場の充実 |
| ③ 権利擁護システムの充実 | ④ 療育・保育・教育の充実 |
| ⑤ 保健・医療サービスの充実 | ⑥ 障害者福祉の推進基盤の整備 |

3章 計画の基本理念

(3) 重点項目

- ① 短期入所を利用しやすくするための改善
- ② 相談支援のさらなる充実
- ③ 通所における送迎の促進
- ④ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ⑤ 教育・医療・福祉の連携
- ⑥ 横須賀市障害とくらしの支援協議会の活用
- ⑦ 市が行う障害者施策の点検

アンケート調査及び障害とくらしの支援協議会における議論を元に設定

4章 施策の展開

基本理念	施策分野	施策項目	主な事業等
住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくり	1 地域生活支援の充実	(1) 障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等の提供ほか
		(2) 地域生活への移行の推進	入所等検討会議の運営ほか
		(3) 身近な地域における相談支援体制の整備	福祉に関する総合相談窓口の運営ほか
		(4) 情報バリアフリーの推進	点字版広報誌等の発行ほか
		(5) 余暇活動の支援の充実	創作教室ほか
	2 働く場・活動の場の充実	(1) 就労支援の充実	障害者就労支援事業運営費補助ほか
		(2) 活動の場の確保	特例子会社の誘致・設立支援ほか
		(3) 障害者施設からの優先調達	障害者施設からの優先調達ほか
	3 権利擁護システムの充実	(1) 障害を理由とする差別解消と理解の促進	障害者理解のための市民向け研修の実施ほか
		(2) 障害者権利擁護の推進	障害者虐待防止事業ほか
		(3) 障害者理解の促進	「やさしさ広がり」ふれあいフェスティバルの開催ほか
	4 療育・保育・教育の充実	(1) 療育体制の充実	療育相談センターの運営ほか
		(2) 一貫した支援体制の強化	サポートブックの普及ほか
		(3) 保育・学校教育の充実	教職員研修の充実ほか
	5 保健・医療サービスの充実	(1) 障害の早期発見と療育の推進	乳幼児健診ほか
		(2) 医療的ケア児への支援体制の構築	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を運営
		(3) 精神保健施策の推進	精神保健福祉相談の実施ほか
		(4) 難病対策の充実	難病患者支援ネットワーク事業の実施ほか
		(5) 障害の軽減・補完・治療等	更生医療扶助ほか
	6 障害者福祉の推進基盤の整備	(1) 障害者支援体制の充実	横須賀市障害とくらしの支援協議会の運営
		(2) 防災体制の充実	災害時要援護者支援プランの推進ほか
		(3) 福祉サービスを低下させない取り組み	

5章 数値目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等の整備
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 障害児支援の提供体制の整備等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
- (6) 障害福祉サービス等の質の向上

6章 障害福祉サービス等の見込み量

(1) 障害福祉サービス等の見込量

- ① 訪問系サービス
- ② 日中活動系サービス
- ③ 居住系サービス
- ④ 計画相談支援等
- ⑤ 障害児通所支援等

(2) 地域生活支援事業の実施や量の見込み

- ① 相談支援事業等
- ② 意思疎通支援事業
- ③ 日常生活用具給付事業
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 障害児等療育支援事業 他

7章 計画の推進体制等

(1) 実施体制

関係機関、障害当事者等と連携し、効果的な計画の実施

(2) 障害福祉計画と障害とくらしの支援協議会との関係

- ① 計画検討部会への参画
- ② 計画に対する意見提出

(3) 進行管理体制・評価方法

社会福祉審議会での進行管理・評価

【最後に：重要項目のまとめ】

(1) 障害者計画の基本理念

住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまち

(2) 6つの施策分野の展開

- | | |
|---------------|----------------|
| ①地域生活支援の充実 | ②働く場・活動の場の充実 |
| ③権利擁護システムの充実 | ④療育・保育・教育の充実 |
| ⑤保健・医療サービスの充実 | ⑥障害者福祉の推進基盤の整備 |

(3) 障害(児)福祉計画の数値目標

- | | |
|----------------|----------------|
| ①施設入所者等の地域生活移行 | ②地域生活支援拠点等の整備 |
| ③一般就労への移行等 | ④障害児支援の充実 |
| ⑤相談支援体制の充実・強化 | ⑥障害福祉サービスの質の向上 |